

上野原市高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定方法	4
5 第9期介護保険事業計画の国の基本方針	5
第2章 上野原市の概況	6
1 統計データからみた上野原市のすがた	6
2 アンケート調査結果からみた上野原市のすがた	12
3 将来推計	20
第3章 計画の基本的な考え方	24
1 基本理念	24
2 基本目標	24
3 施策の体系	25
第4章 施策の展開	26
基本目標1 健やかで、生きがいをもって暮らせるまち	26
基本目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち	28
基本目標3 安心して介護が受けられるまち	33
事業一覧	36
第5章 介護保険サービス等の見込量と確保のための方策	38
1 各サービスの見込み量	38
2 介護給付適正化事業の実施【介護給付適正化計画】	53
第6章 計画の推進に向けて	55
1 介護保険事業費の算定	55
2 計画の推進体制	60
資料編	61
1 上野原市総合福祉保健計画等策定委員会 設置要綱	61
2 上野原市総合福祉保健計画等策定委員会 委員名簿	62

第1章 計画の概要

1 計画策定の目的

令和4年10月1日時点の我が国の老年人口割合（高齢化率）は、29.0%でした。10年前より4.8ポイント、20年前より10.5ポイント高くなっており、10年で約5%上昇している状況にあります。一方で、15歳未満の年少人口割合や15～64歳の生産年齢人口割合は低下傾向にあり、令和4年にはそれぞれ11.6%、59.4%となっています。（「人口推計」（総務省統計局））

今後も少子高齢化が引き続き進行すると見込まれており、令和4年から20年後の令和24年には、老年人口割合35.5%、生産年齢人口割合54.3%、年少人口割合10.2%になると推計されています。（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」）高齢化率の上昇は緩やかになっているものの、およそ1.5人の現役世代が1人の高齢者を支える構図であり、令和4年に比べてその負担は更に大きくなっています。

介護保険制度は、増加する介護ニーズへの対応や家族介護者の負担軽減等を目的に、平成12年に始まった制度です。当初は、現在よりも高齢化率が低く、介護サービスを利用する方も少なかったことから、今ほどの負担感はありませんでしたが、高齢化率の急速な上昇や介護保険制度の浸透等に伴って介護ニーズが増加したことで、介護給付費が年々増加するようになりました。（厚生労働省「介護給付費等実態統計」）

この介護給付費の増加は、現役世代の負担増に直結してしまいます。できる限り介護給付費を抑制するため、健康寿命（介護を必要としない期間）の延伸を目的とした介護予防事業や、過剰なサービスの利用を防ぐための介護給付適正化事業等が行われるようになりましたが、未だに介護給付費は右肩上がりが続いており、介護保険制度の持続性が懸念されています。

また、少子化により若い世代が減少していることから、介護人材の不足が顕著にみられるようになりました。介護ニーズは依然として高まっているため、介護職一人ひとりが担当する業務量が増加していることは容易に想像できます。この厳しい状態が続くことで介護人材がさらに不足し、要介護者のニーズに十分応えることができなくなる可能性もあるため、中長期的なニーズを適切に把握し、計画的に介護サービスの必要量を確保するとともに、その介護サービスの提供に必要な介護人材を確保していくことは重要です。

この「上野原市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」は、市内において今後必要となる介護サービスの必要量を見込み、その必要量を計画的に確保するための方策について定めています。また、高齢福祉事業の方向性や施策・事業についても定めており、本市における高齢者を対象とした総合的な計画に位置付けられます。この計画は3年に1度見直しが行われており、今回もその見直しの時期を迎えました。計画の見直しにあたり、国が令和5年に提示した新たな基本方針や山梨県の健康長寿やまなしプランの考え方を取り入れながら、本市の実情や将来推計に応じた事業・施策の実施について定めるよう努めました。また、この計画期間中には、団塊の世代が全員後期高齢者となる令和7年を迎え、高齢者がますます増加し、さらなる社会保障費増や人材不足が懸念される時代に突入します。本市ではこれまでも中長期的な視点で計画的に介護サービスの確保に取り組んできていますが、引き続き市内の高齢福祉事業や介護保険事業の推進に努めてまいります。

2 計画の位置づけ

この計画は、老人福祉法と介護保険法で市町村に策定が義務付けられている「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

「老人福祉計画」(老人福祉法第20条の8第1項・第7項)

- ・市町村における高齢福祉事業の方向性や施策・事業について取り決めた計画です。
- ・法律上は「老人福祉計画」と呼ばれますが、本市では「高齢者福祉計画」として策定します。

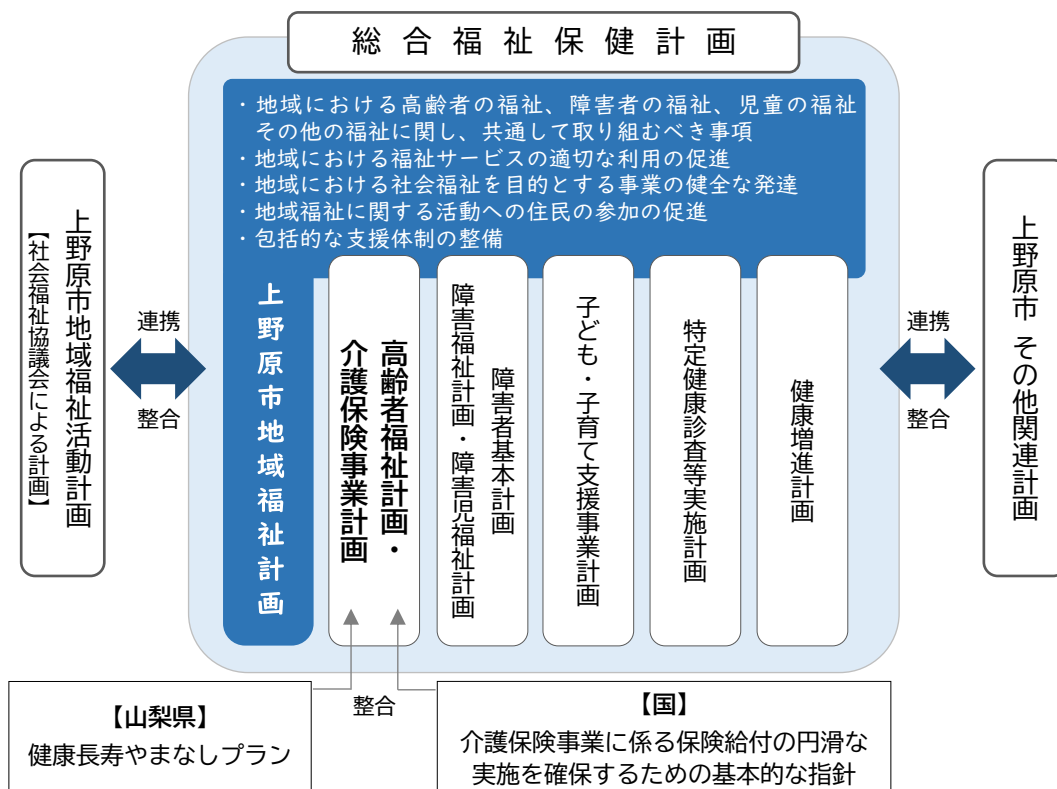
「介護保険事業計画」(介護保険法第117条第1項・第6項)

- ・市町村で必要となる介護保険サービスを計画的に確保するため、サービスごとに必要量を見込み、それを確保するためのサービス提供体制の整備について取り決めた計画です。
- ・サービスの必要量や人口推計等から、計画期間中の介護保険料を定めます。

この計画は、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」や山梨県の「健康長寿やまなしプラン」、本市の高齢者に関わる様々な計画等との整合が図られています。とりわけ、「第2次上野原市地域福祉計画」との関係性を強く持つ計画です。

「第2次上野原市地域福祉計画」は、“地域共生社会”の実現に向けて、高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者等の対象者ごとの福祉施策や、その他の生活関連分野の施策を推進することで、市民の地域生活を支援し、だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりをめざす計画です。

この計画は、「第2次上野原市地域福祉計画」の理念をベースとして、関連する「上野原市第4次障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」と連携を図り、効果的・効率的に高齢者の地域生活を支援するために策定されるものです。



3 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。かねてから中長期的な目標として定めていた団塊の世代全員が75歳以上の後期高齢者となる令和7年度を、この計画の期間中に迎えます。

また、計画の最終年度である令和8年度に計画の見直しを予定しています。ただし、高齢者を取り巻く状況が大きく変化する等、計画の見直しが適当と判断された場合には、最終年度を待たずに見直しを行うこともあります。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
地域福祉計画 (計画期間：10年)	第2次 (平成29年度～令和8年度)						第3次 (予定)
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画 (計画期間：3年)	第8期 (令和3年度～令和5年度)			第9期 (令和6年度～令和8年度)			第10期 (予定)

4 計画の策定方法

(1) 市民を対象としたアンケート調査の実施

この計画で取り組むべき課題を検討するための基礎資料とすることを目的として、要介護認定・要支援認定を受けていない一般高齢者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、在宅の要介護認定者・要支援認定者を対象とした「在宅介護実態調査」を実施しました。

(2) 「上野原市総合福祉保健計画等策定委員会・高齢者福祉介護部会」による協議・検討

市民である被保険者等の意見が反映されるよう、保健医療関係者、福祉関係者、識見を有する人、市民代表者が参画する上野原市総合福祉保健計画等策定委員会・高齢者福祉介護部会において、協議を重ねました。

(3) パブリックコメントの実施

この計画の策定に際し、市民の意見を取り入れる機会として、パブリックコメントによる意見聴取を実施しました。

素案の公表方法：上野原市ホームページ、長寿介護課窓口
意見の提出方法：書面の提出、郵便、ファクシミリ、電子メール
意見の募集時期：令和6年1月12日（金）～令和6年2月1日（木）
意見の件数：0件

(4) 介護保険事業計画における保険料や各種サービス等の推計

介護保険料や、介護保険サービス・地域支援事業の見込量については、厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」により推計しました。

5 第9期介護保険事業計画の国の基本方針

基本方針の見直しに際し考慮すべき課題

- ・計画期間中に、団塊の世代が全員後期高齢者となる令和7年を迎える
- ・令和22年には高齢者数のピークを迎えると推計されている一方で、少子化の進行により、若い世代の急減が見込まれている
- ・地域によって高齢化の進行状況や必要となるサービス量等が異なるため、地域ごとに計画的に対応していかなければならない



見直しのポイント

1. 介護サービス基盤の計画的な整備
2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ①地域の实情に応じた介護サービス基盤の整備
 - ・中長期的なニーズを適切に見込み、計画的に介護サービス基盤を確保する
 - ・医療と介護双方を必要とする方が増加していることから、医療と介護の連携を強化する
 - ・サービス事業者等の関係者と議論しながら、介護サービス基盤の整備を進めていく
- ②在宅サービスの充実
 - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の24時間対応サービスを普及させる
 - ・様々な介護ニーズに対応するため、複合的な在宅サービスの整備が重要となる
 - ・訪問リハビリテーションや介護老人保健施設等を活用した在宅療養支援を推進する

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ①地域共生社会の実現
 - ・地域住民等の主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する
 - ・地域包括支援センターの負担軽減と質の確保を目的とした体制整備を行う
 - ・属性や世代を問わない包括的な相談支援（重層的支援体制整備事業）を推進する
 - ・認知症に関する社会の理解を深めるための正しい知識の普及に努める
- ②デジタル技術を活用した医療・介護情報基盤の整備
- ③保険者機能の強化
 - ・給付適正化事業の取組に重点をおくとともに、内容の充実・見える化に努める

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材の確保のための取組を総合的に実施（処遇改善、人材育成、職場改善など）
- ・都道府県主導による生産性向上のための支援・施策の推進
- ・介護サービス事業者の財務状況の見える化

第2章 上野原市の概況

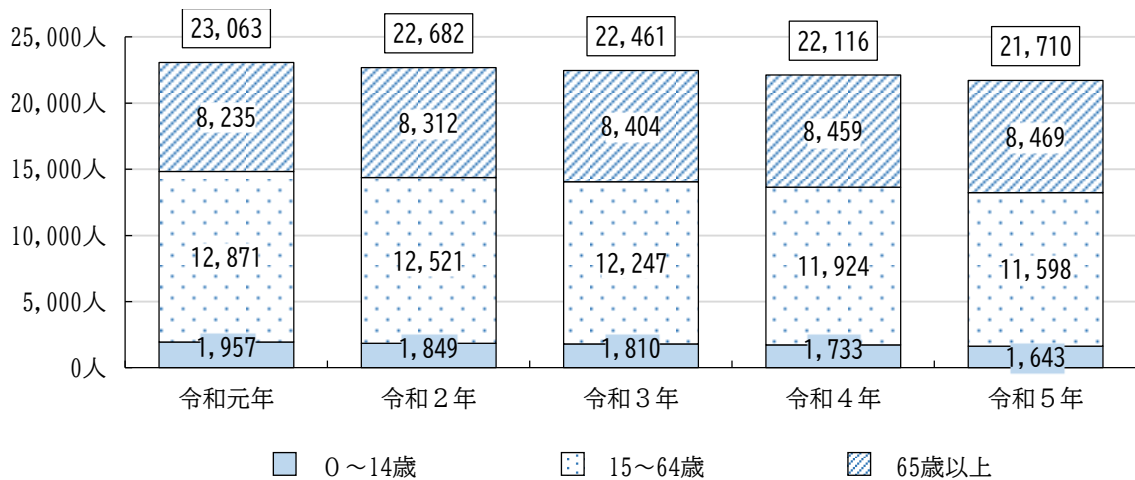
1 統計データからみた上野原市のすがた

(1) 人口・世帯

総人口・年齢3区分別人口

令和5年の総人口は21,710人で、そのうち「15～64歳」が11,598人と最も多く、「65歳以上」、「0～14歳」が続いています。

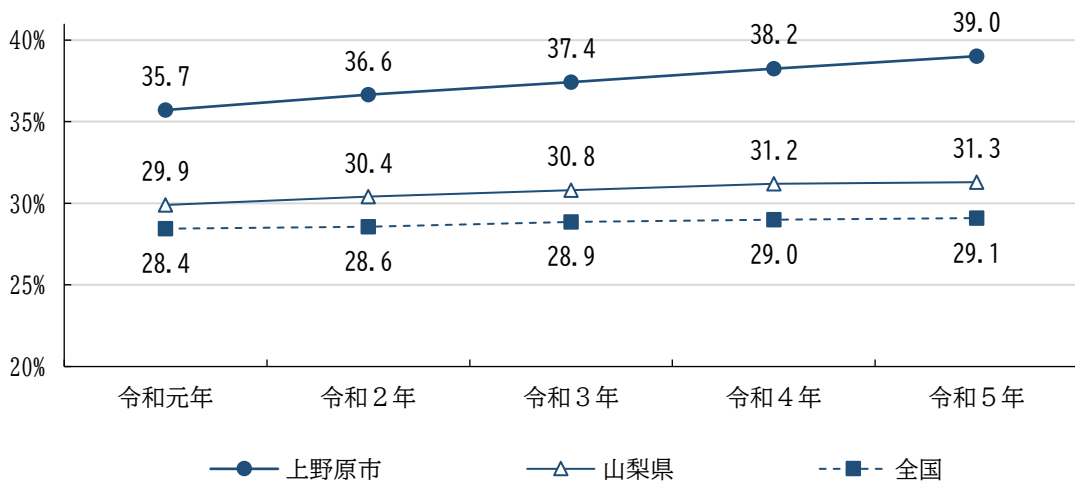
令和元年以降の推移をみると、総人口・「0～14歳」・「15～64歳」は減少傾向にあり、「65歳以上」は増加傾向にあります。



資料：「年齢別人口統計（各年10月1日時点）」

高齢化率の比較

高齢化率を山梨県や全国と比較すると、山梨県や全国より高い水準で推移していることがわかります。また、令和元年からの5年間で山梨県や全国は0.7～1.4ポイントの上昇である一方で、本市は3.3ポイントの上昇と高齢化の進行スピードが速いことがみてとれます。

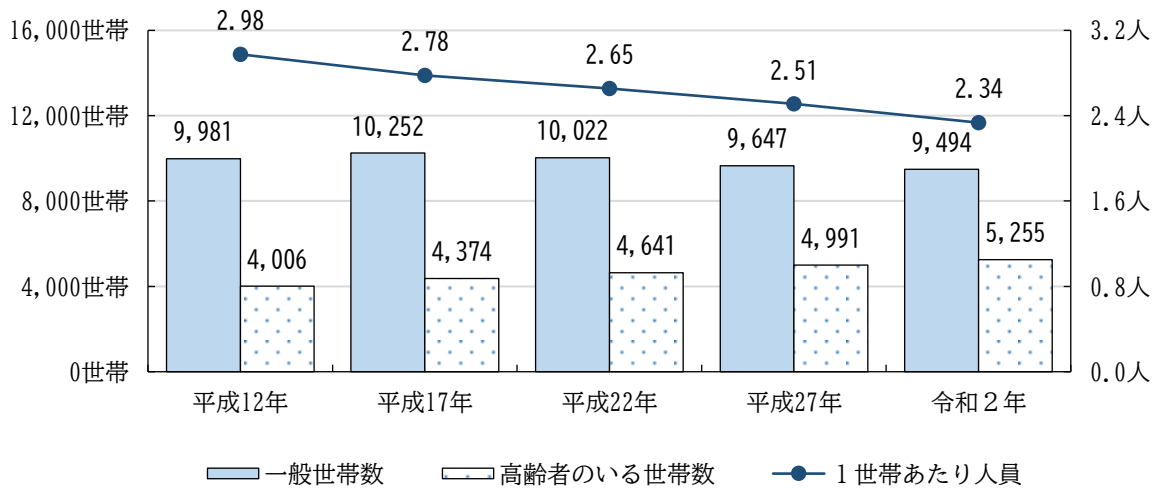


資料：上野原市「年齢別人口統計（各年10月1日時点）」、山梨県「高齢者福祉基礎調査（各年4月1日時点）」
 全国「人口推計（総務省統計局）（各年10月1日時点）」※令和5年分は10月の概算値

一般世帯数・高齢者のいる世帯数・1世帯あたり人員

令和2年の一般世帯数は9,494世帯で、そのうち5,255世帯が高齢者のいる世帯となっています。また、1世帯あたり人員は、2.34人となっています。

平成12年以降の推移をみると、一般世帯数・1世帯あたり人員は減少傾向、高齢者のいる世帯数は増加傾向となっています。

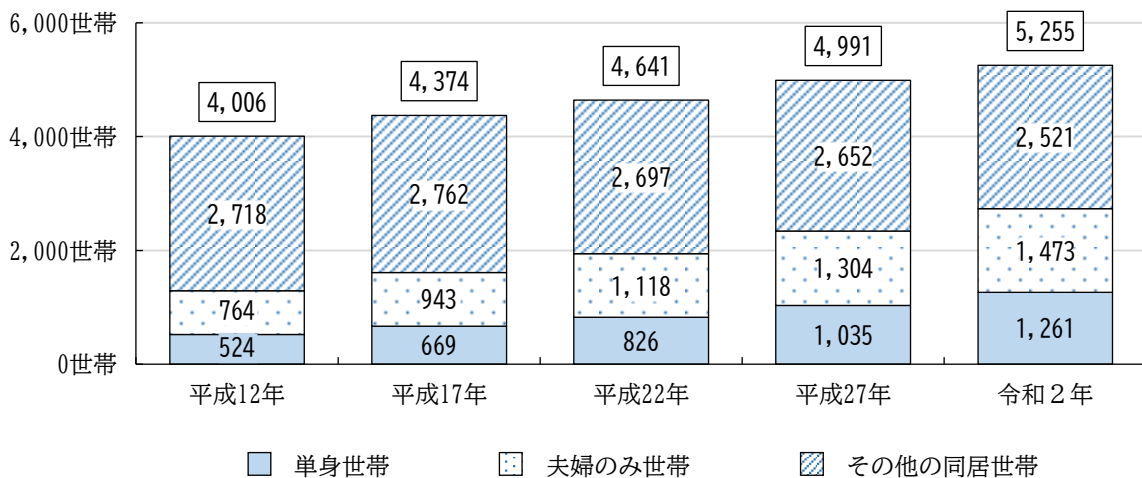


資料：「国勢調査（各年10月1日時点）」

世帯の種類別高齢者のいる世帯数

令和2年の高齢者のいる世帯数を世帯の種類別にみると、「その他の同居世帯」が2,521世帯と最も多く、「夫婦のみ世帯」、「単身世帯」が続いています。

平成12年以降の推移をみると、「単身世帯」、「夫婦のみ世帯」は増加傾向、「その他の同居世帯」は減少傾向にあり、高齢者だけの世帯の増加が目立ちます。



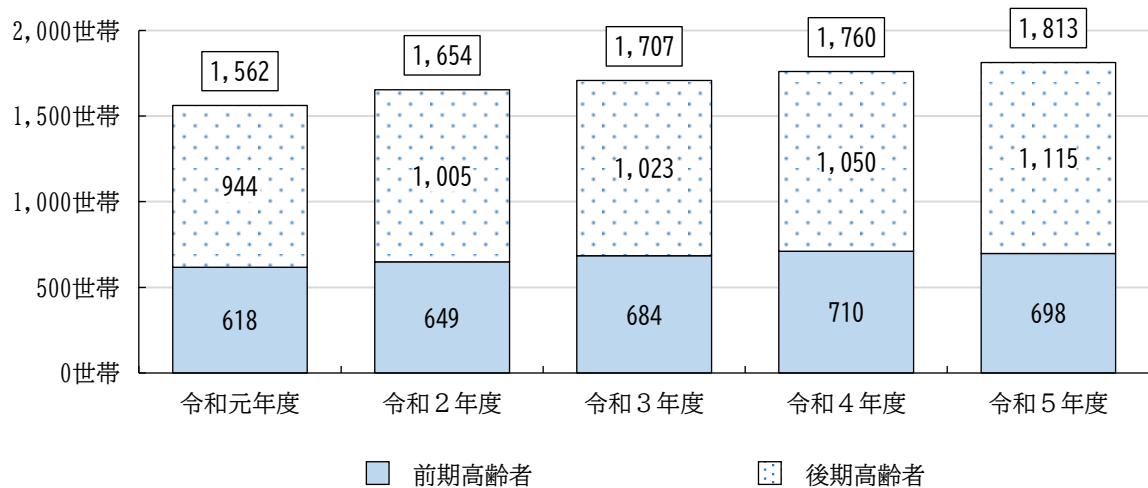
※「夫婦のみ世帯」とは、夫65歳以上・妻60歳以上の夫婦のことです。

資料：「国勢調査（各年10月1日時点）」

高齢者単身世帯数

令和5年度の高齢者単身世帯数は1,813世帯で、そのうち「前期高齢者」が698世帯、「後期高齢者」が1,115世帯となっています。

令和元年度以降の推移をみると、「前期高齢者」、「後期高齢者」とともに増加傾向にありますが、「後期高齢者」の増加幅が大きくなっています。



※前ページの「世帯の種類別高齢者のいる世帯数」とは参考としている資料が異なるため、高齢者単身世帯数が異なります。

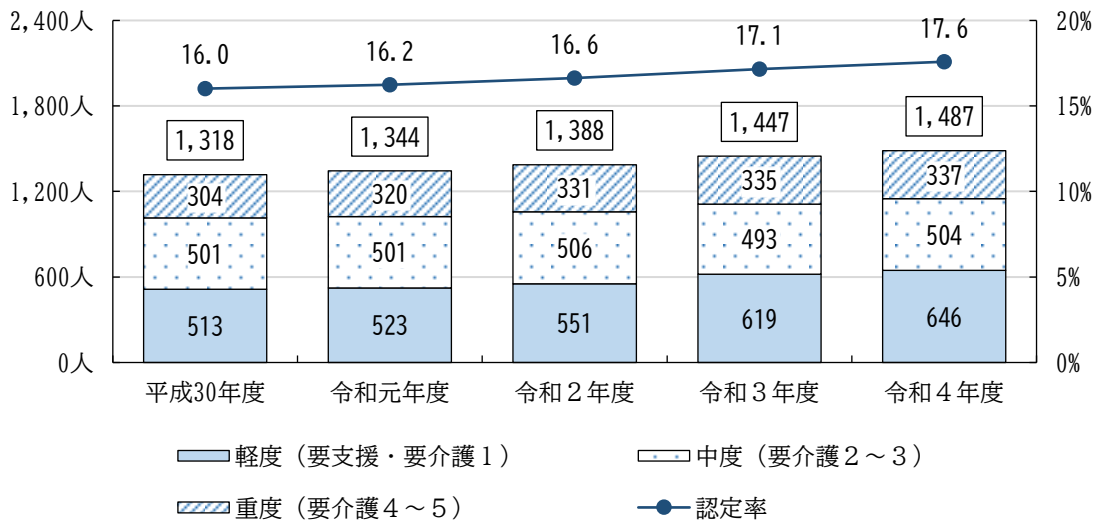
資料：「高齢者福祉基礎調査（各年度4月1日時点）」

(2) 介護が必要な高齢者

第1号被保険者の要支援・要介護認定者数・認定率

令和4年度の第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は1,487人で、そのうち「軽度」が646人と最も多く、「中度」、「重度」が続いています。また、認定率は17.6%となっています。

平成30年度以降の推移をみると、要支援・要介護認定者数は増加傾向、認定率は上昇傾向にあります。程度別にみると、「軽度」、「重度」は増加傾向にありますが、「中度」はほぼ横ばいとなっています。

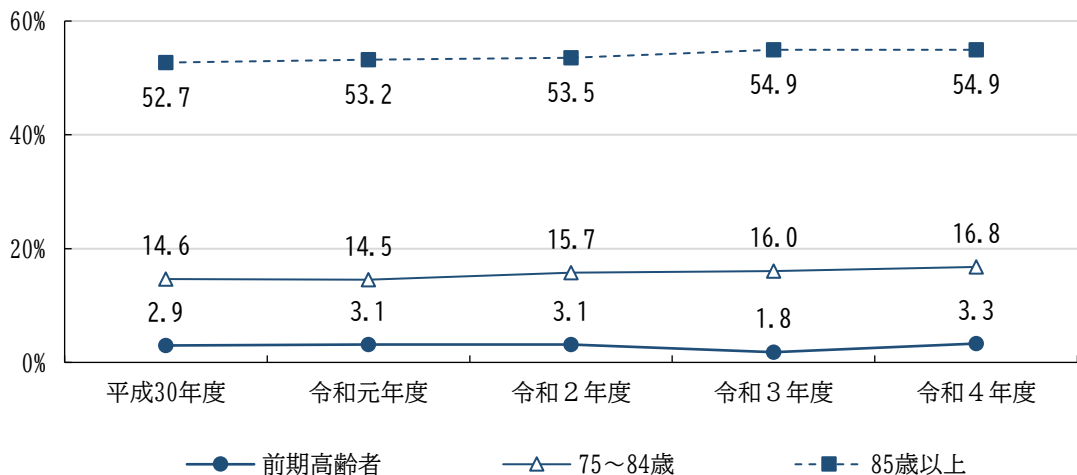


資料：H30～R2「介護保険事業状況報告（年報）」、R3～4「介護保険事業状況報告（3月月報）」

年齢別認定率

令和4年度の年齢別認定率は「85歳以上」で54.9%と最も高く、「75～84歳」、「前期高齢者」が続いています。

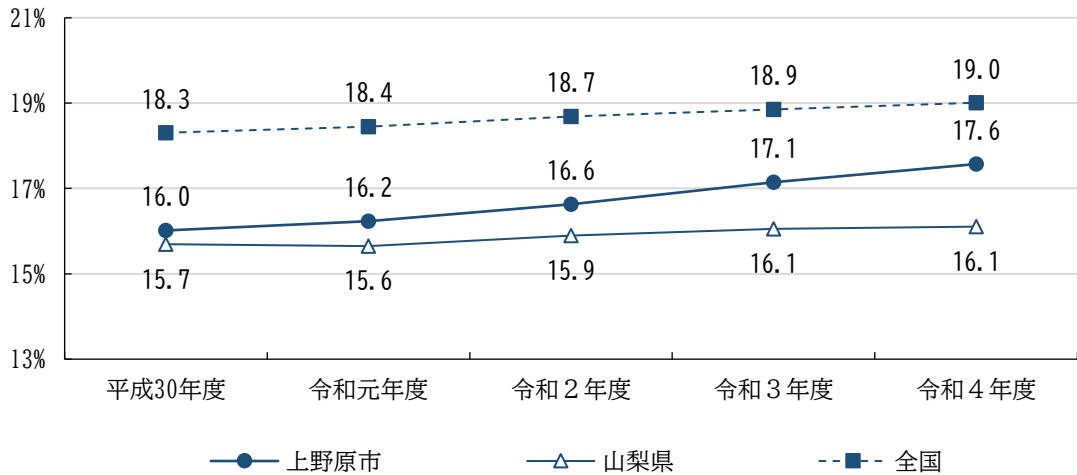
平成30年度以降の推移をみると、「85歳以上」、「75～84歳」は上昇傾向にありますが、「前期高齢者」はほぼ横ばいとなっています。



資料：H30～R2「介護保険事業状況報告（年報）」、R3～4「介護保険事業状況報告（3月月報）」

認定率の比較

認定率を山梨県や全国と比較すると、全国よりは低く、山梨県よりは高い水準で推移していることがわかります。また、平成30年度には山梨県とほぼ同水準であったものの、令和4年度には1.5ポイントの差がついていることから、山梨県や全国に比べて認定率の上昇スピードが速いことがわかります。過去4年間で、上野原市は1.6ポイント上昇、山梨県は0.4ポイント上昇、全国は0.7ポイント上昇と、2倍以上のスピードであることがわかります。

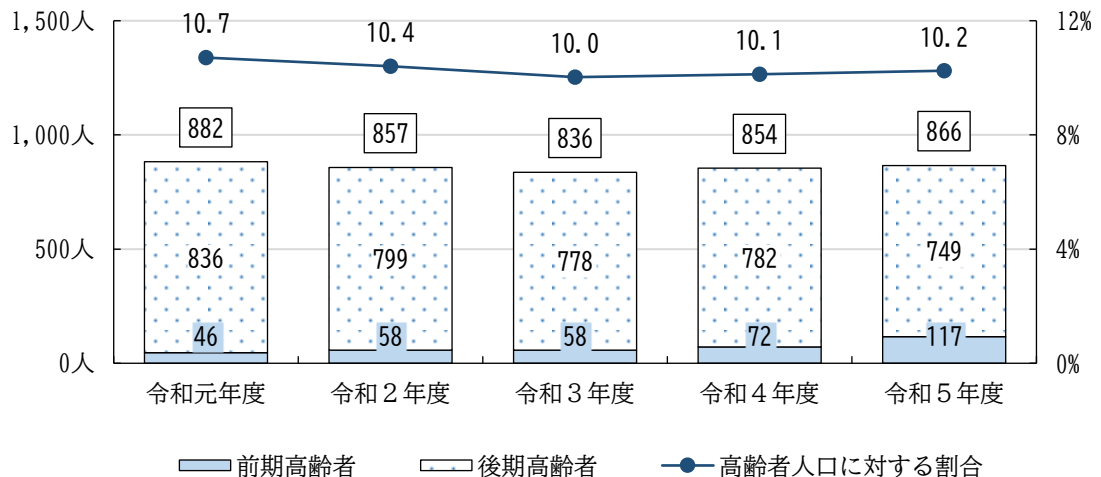


資料：H30～R2「介護保険事業状況報告（年報）」、R3～4「介護保険事業状況報告（3月月報）」

認知症高齢者数

令和5年度の認知症高齢者数 866人で、そのうち「前期高齢者」が117人、「後期高齢者」が749人となっています。また、高齢者人口に対する割合は、10.2%となっています。

令和元年度以降の推移をみると、認知症高齢者数は令和3年度までは減少傾向、その後増加傾向となっています。「後期高齢者」は減少傾向にあるものの、「前期高齢者」は増加傾向にあります。特に令和5年度は「前期高齢者」の増加が大きくなっています。

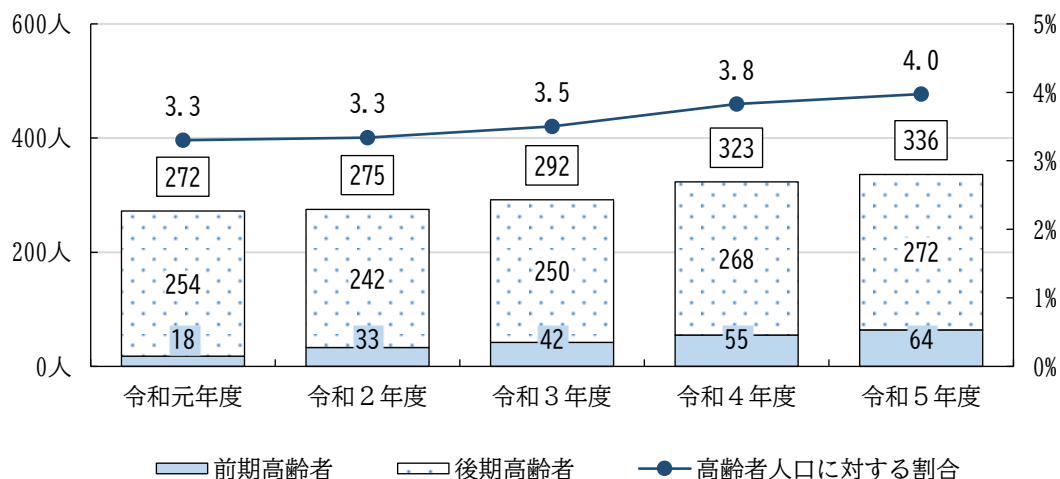


資料：「高齢者福祉基礎調査（各年度4月1日時点）」

在宅寝たきり高齢者数

令和5年度の在宅寝たきり高齢者数 336 人で、そのうち「前期高齢者」が 64 人、「後期高齢者」が 272 人となっています。また、高齢者人口に対する割合は、4.0%となっています。

令和元年度以降の推移をみると、在宅寝たきり高齢者数は増加傾向、高齢者人口に対する割合は上昇傾向にあります。「前期高齢者」、「後期高齢者」とともに増加傾向にありますが、「前期高齢者」の増加幅が大きくなっています。

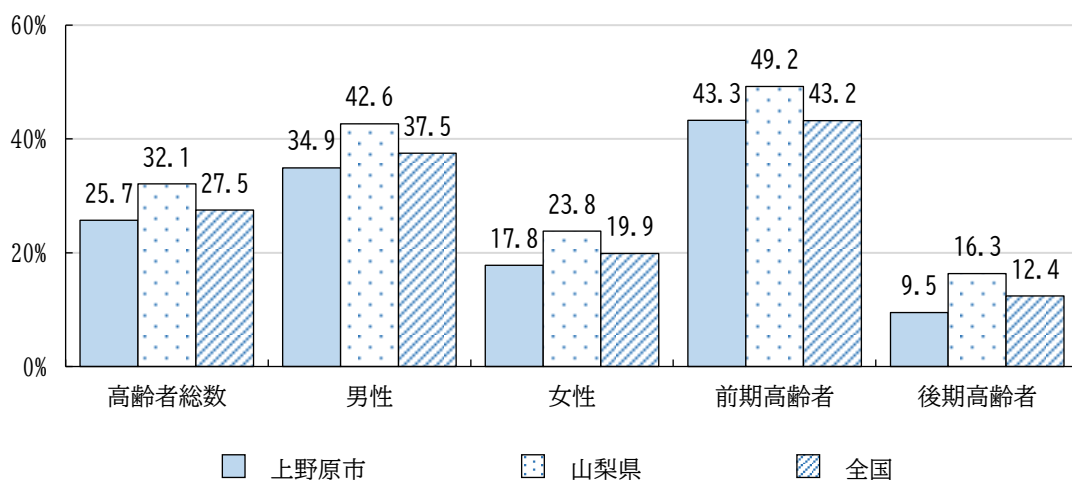


資料：「高齢者福祉基礎調査（各年度4月1日時点）」

(3) 就労する高齢者

高齢者の労働力割合

高齢者の労働力割合を山梨県や全国と比較すると、上野原市は山梨県より低く、全国と同水準であることがわかります。特に「男性」、「後期高齢者」で、山梨県よりも6ポイント以上低くなっており、その差が大きくなっています。



資料：「国勢調査（各年10月1日時点）」

2 アンケート調査結果からみた上野原市のすがた

(1) 調査の概要

調査の仕様

調査対象	【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】 令和4年12月現在、上野原市に居住する介護保険の第1号被保険者（65歳以上）のうち、要介護認定・要支援認定を受けていない方の中から、無作為に抽出された市民 2,500人
	【在宅介護実態調査】 令和4年12月現在、上野原市に居住する在宅の要介護認定・要支援認定を受けている方の中から、無作為に抽出された市民 900人
調査期間	令和5年1月10日～2月6日
調査方法	調査対象者への調査票郵送による配付・回収

回収状況

	発送数	有効回収数 ^{※1}	有効回収率
介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	2,500	1,842	73.7%
在宅介護実態調査	900	606 ^{※2}	67.3%

※1 有効回収数とは、回収数から白票などの無効票を除いた数のことです。

※2 国の調査票と同じ質問の単純集計は、厚生労働省の「自動集計分析ソフト」を使用しました。
なお、有効回収数のうち、自動集計分析ソフトに適用可能なものは605票です。

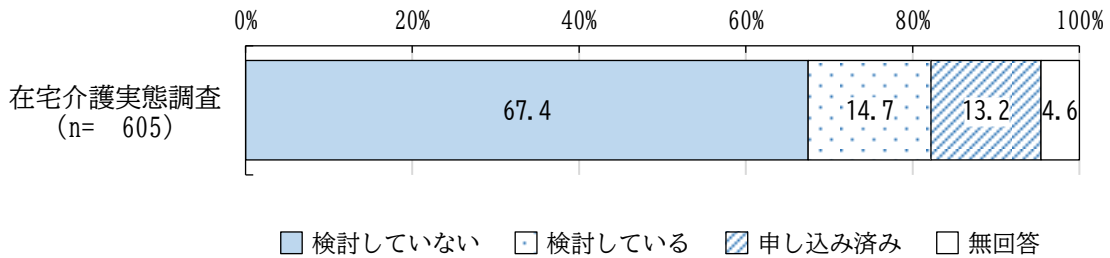
調査結果を読む際の注意事項

- ・ 回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・ 複数回答が可能な質問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・ 在宅介護実態調査は、調査対象者に関する質問と主な介護者に関する質問がありますが、特に記載がなければ調査対象者に関する質問となっています。
- ・ 調査結果は特徴や傾向がみられる質問や今後の方向性を検討するための参考となる質問を抜粋して掲載しています。
- ・ 調査結果の中では、スペースの関係上、調査名や質問文、選択肢を省略して掲載しています。

(2) 調査の結果

現時点での施設等への入所・入居の検討状況（単数回答）

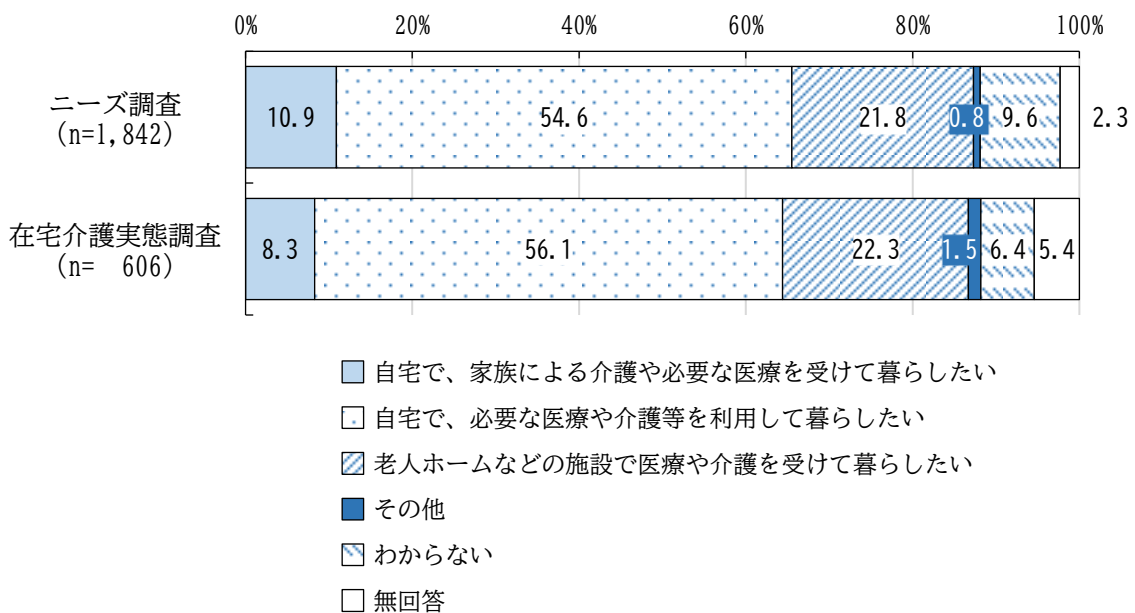
「検討していない」が7割近くで最も多く、大半が自宅での生活を希望しています。



※施設等とは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設（有料老人ホーム等）、グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型特別養護老人ホームのことです。

介護や医療が必要な場合に暮らしたいと思う場所（単数回答）

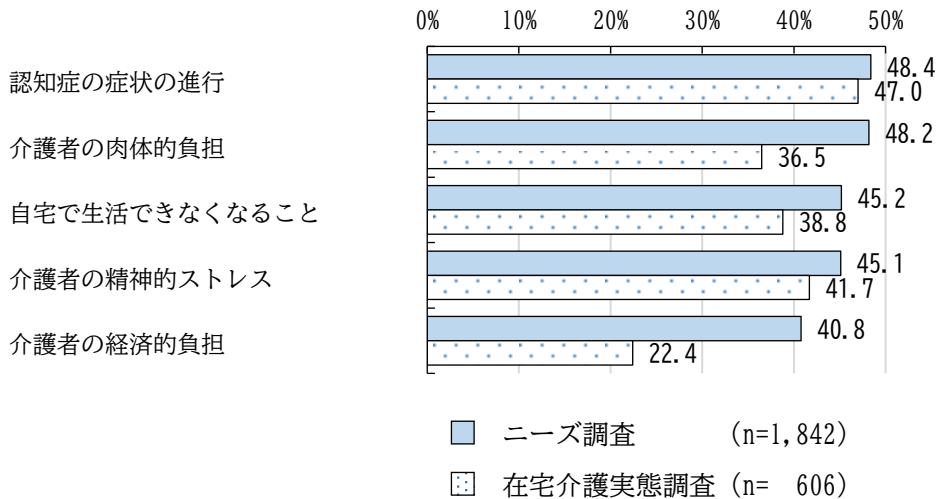
ニーズ調査・在宅介護実態調査ともに「自宅で、必要な医療や介護等を利用して暮らしたい」が半数を超えて最も多く、「老人ホームなどの施設で医療や介護を受けて暮らしたい」が約2割で続いています。自宅を希望する方が大半ですが、施設を希望する方も一定数います。



認知症について不安に感じること（複数回答可）

ニーズ調査・在宅介護実態調査ともに「認知症の症状の進行」が4割台後半で最も多くなっています。また、ニーズ調査の方が在宅介護実態調査より割合が高い項目が多く、要介護認定を受けていないの方が認知症について不安に感じていることが多いと言えます。

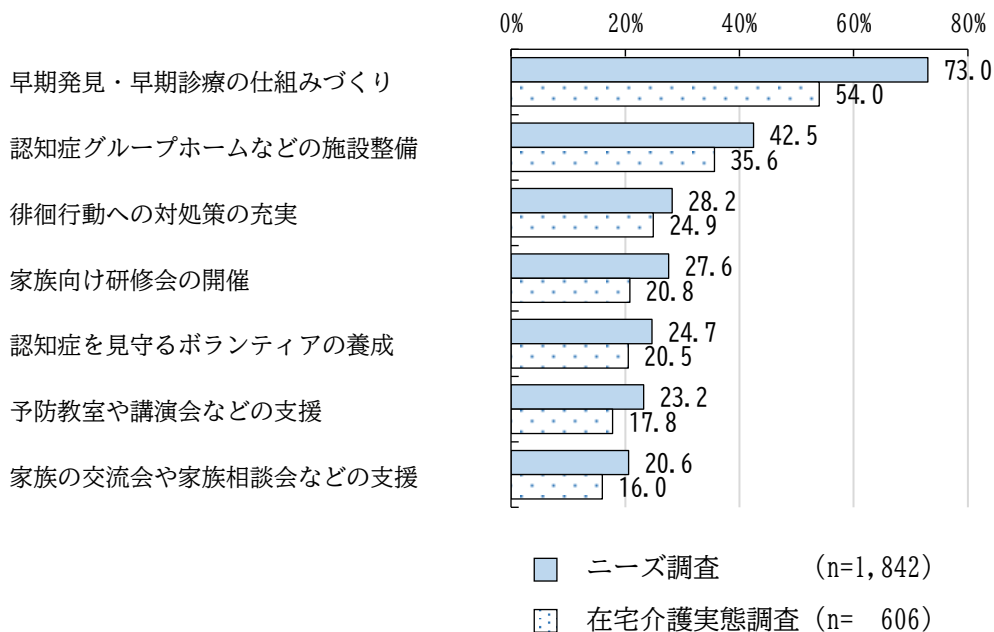
《上位5項目》



認知症対策を進めていくうえで重点を置くべきだと考えること（複数回答可：5つまで）

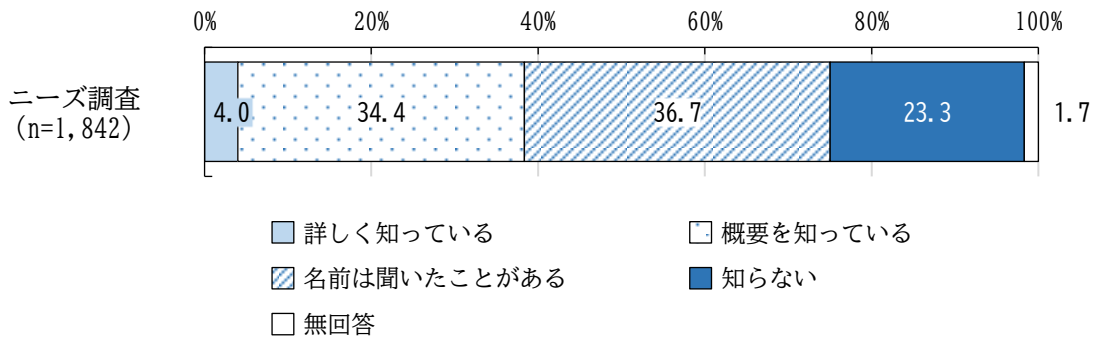
ニーズ調査・在宅介護実態調査ともに「早期発見・早期診療の仕組みづくり」が最も多く、「認知症グループホームなどの施設整備」、「徘徊行動への対処策の充実」が続いています。しかし、「早期発見・早期診療の仕組みづくり」は、ニーズ調査の方が在宅介護実態調査より19.0ポイント高く、差があります。

《上位7項目》



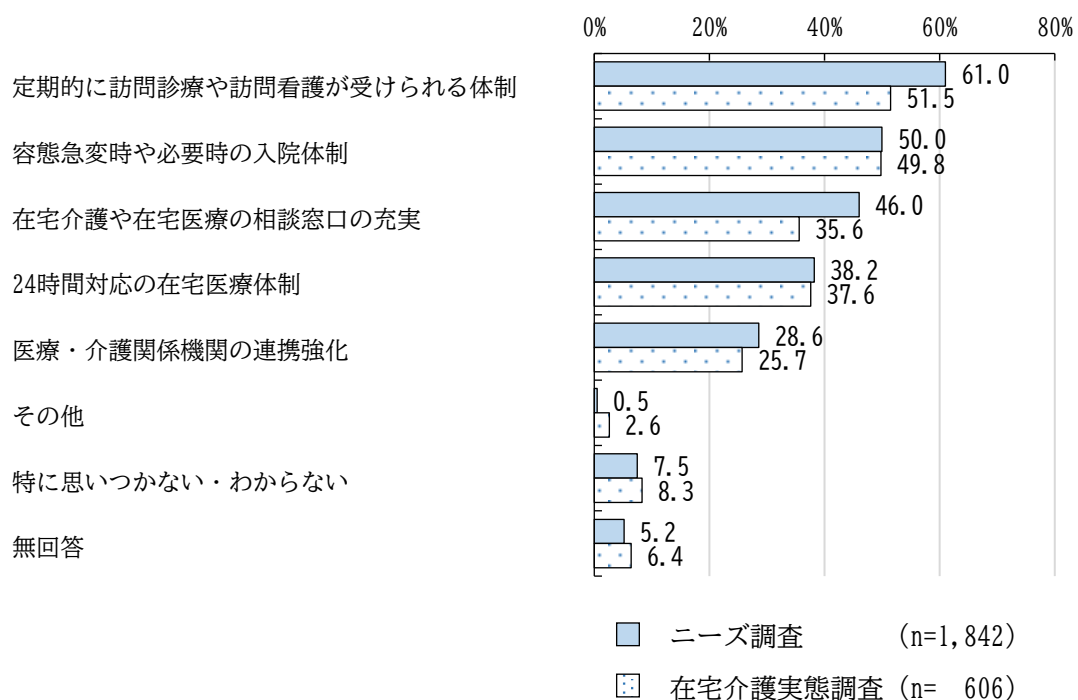
成年後見制度の認知状況（単数回答）

『内容を知っている』（詳しく知っている+概要を知っている）は38.4%、『名前を聞いたことがある』（詳しく知っている+概要を知っている+名前は聞いたことがある）は75.1%と、名前は広く知られているようですが、内容まで知っている方は未だ4割程度と、それほど多くありません。



介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活をするために必要だと思う整備
（複数回答可：3つまで）

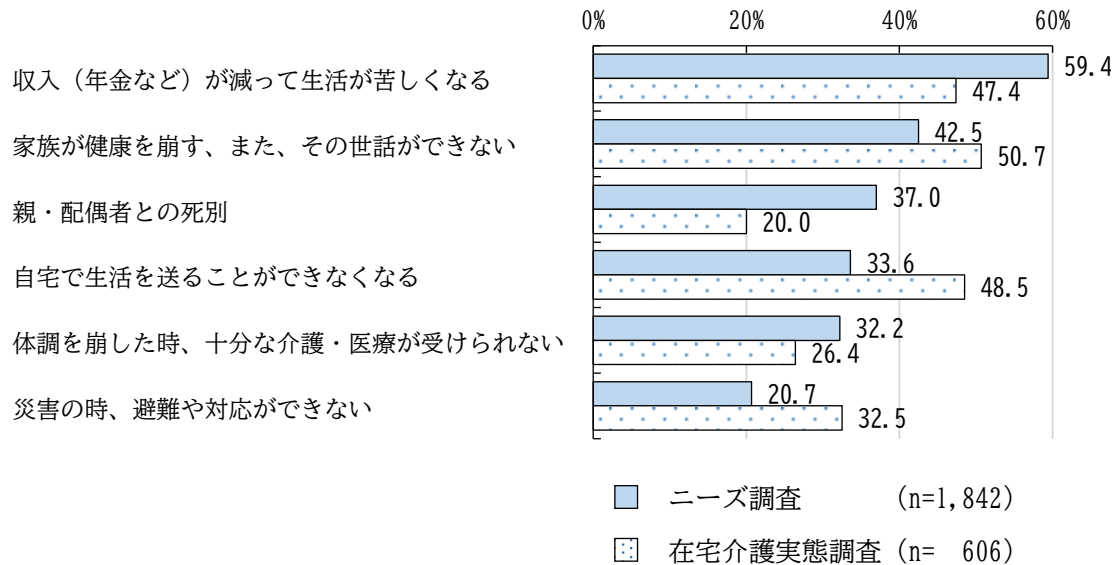
ニーズ調査・在宅介護実態調査ともに「定期的に訪問診療や訪問看護が受けられる体制」が最も多く、「容体急変時や必要時の入院体制」が続いています。また、「定期的に訪問診療や訪問看護が受けられる体制」や「在宅介護や在宅医療の相談窓口の充実」は、ニーズ調査の方が在宅介護実態調査より高くなっています。



今後の生活において不安に思うこと（複数回答可）

ニーズ調査で「収入（年金など）が減って生活が苦しくなる」が約6割、在宅介護実態調査で「家族が健康を崩す、また、その世話ができない」が約半数で最も多くなっています。ニーズ調査で第1位の経済的な問題は、在宅介護実態調査では第3位と、経済的な問題に対する意識に差がみられます。

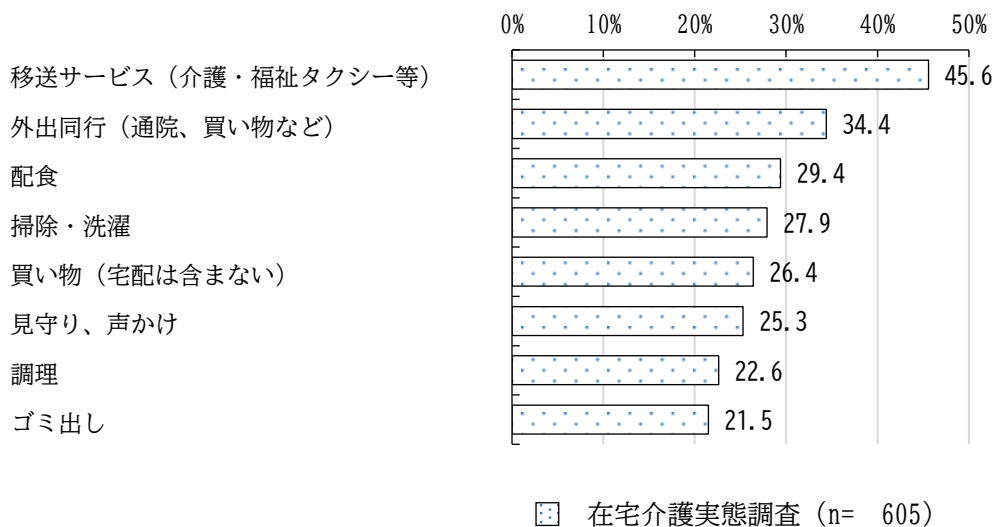
《上位6項目》



今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（複数回答可）

「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が4割を超えて最も多く、「外出同行（通院、買い物など）」、「配食」が続いています。外出の支援を必要としている方が多くなっています。

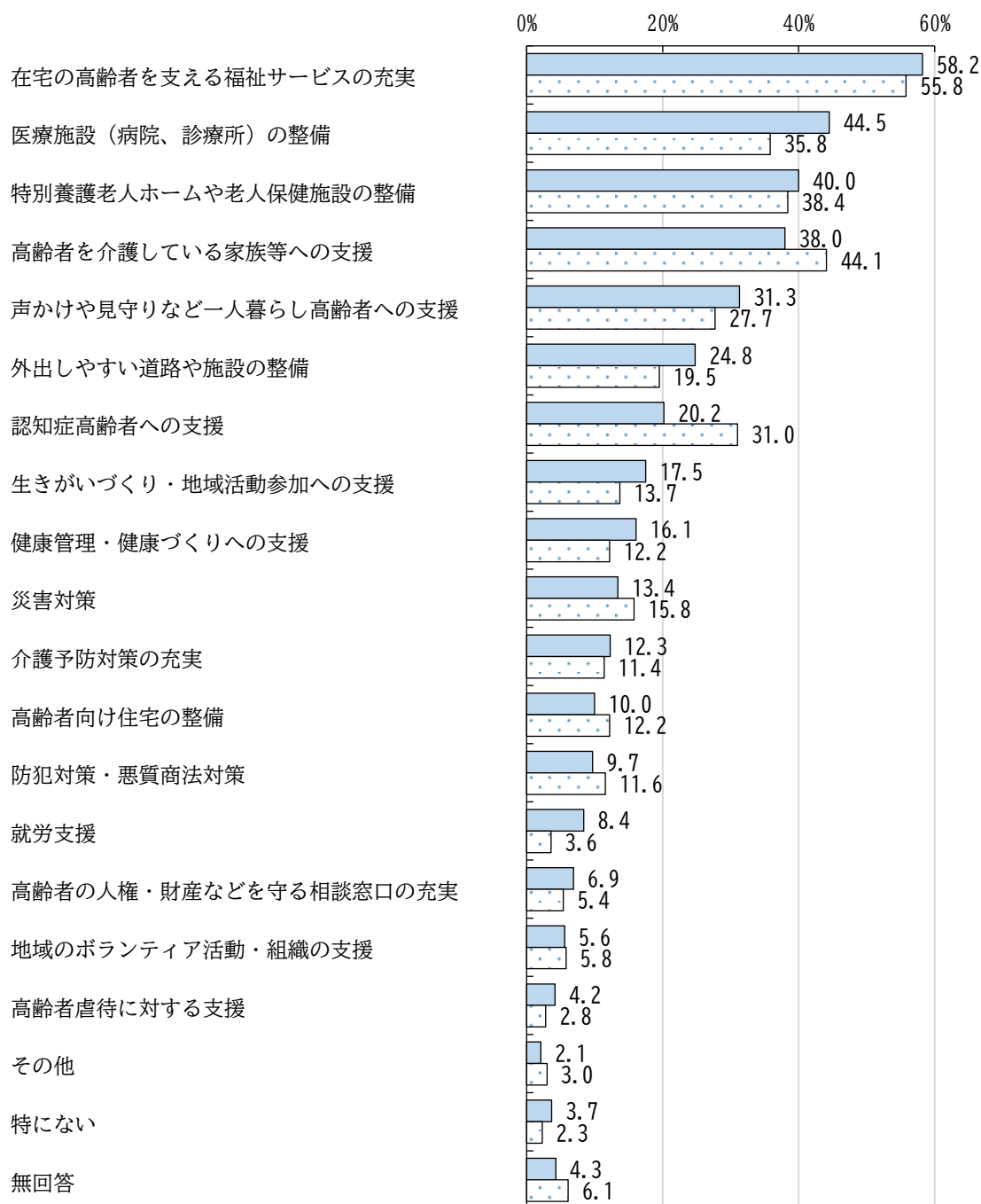
《上位8項目》



※ここでの支援・サービスには、介護保険サービス、介護保険以外の支援・サービスともに含まれます。

今後特に充実させてほしい市が取り組むべき高齢者の施策（複数回答可：5つまで）

ニーズ調査・在宅介護実態調査ともに「在宅の高齢者を支える福祉サービスの充実」が半数を超えて最も多くなっています。また、「特別養護老人ホームや老人保健施設の整備」はニーズ調査・在宅介護実態調査ともに4割前後で第3位となっており、一人ひとりの希望に応じて生活する場として自宅か施設を選ぶことができる体制整備が求められているように推察できます。



■ ニーズ調査 (n=1,842)

▨ 在宅介護実態調査 (n=606)

リスク該当者の分析

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き(厚生労働省、令和4年8月)に基づいて、リスク該当者を判定します。

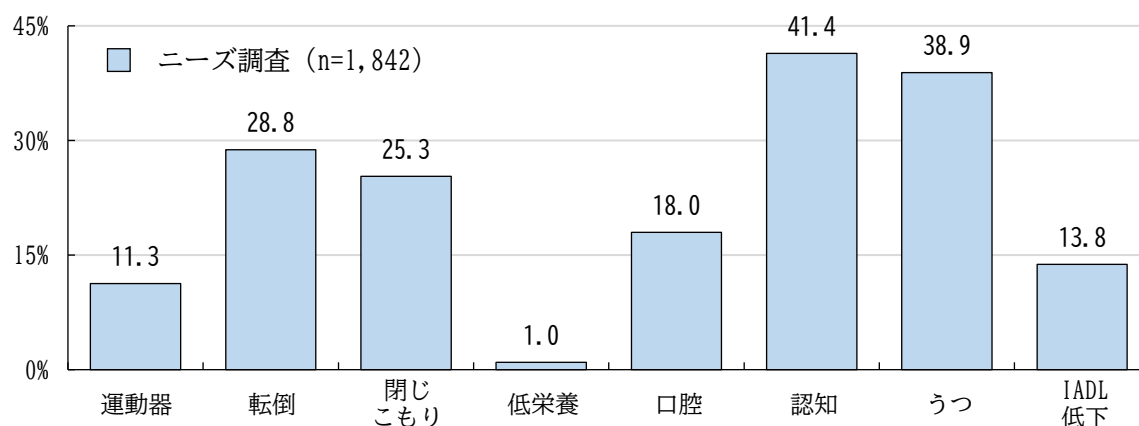
		設問	該当する選択肢
運動器機能の低下	該当する選択肢を3問以上選択した方がリスク該当者	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか。	できない
		椅子に座った状態から、何もつかまらずに立ち上がっていますか。	できない
		15分位続けて歩いていますか。	できない
		過去1年間に転んだ経験がありますか。	何度もある 1度ある
		転倒に対する不安は大きいですか。	とても不安である やや不安である
リスク 転倒	該当する選択肢を選択した方がリスク該当者	過去1年間に転んだ経験がありますか。	何度もある 1度ある
リスク 閉じこもり傾向	該当する選択肢を選択した方がリスク該当者	週に1回以上は外出していますか。	ほとんど外出しない 週1回
低栄養状態	該当する選択肢を全て選択した方がリスク該当者	身長と体重を教えてください。	BMI18.5以下 (低栄養が疑われる方)
		この6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか。	はい
口腔機能の低下	該当する選択肢を全て選択した方がリスク該当者	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか。	はい
		お茶や汁物等でむせることがよくありますか。	はい
		口の渇きが気になりますか。	はい
リスク 認知機能の低下	該当する選択肢を選択した方がリスク該当者	物忘れが多いと感じますか。	はい
うつ傾向	該当する選択肢を1問以上選択した方がリスク該当者	この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか。	はい
		この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、心から楽しめない感じがよくありましたか。	はい

高齢者の比較的高次の生活機能を評価することができる老研式活動能力指標には、高齢者の手段的自立度（IADL）に関する設問が5問あり、「手段的自立度（IADL）」として尺度化されています。評価は、各設問に「できるし、している」または「できるが、していない」と回答した場合を1点として、5点満点で評価し、5点を「高い」、4点を「やや低い」、3点以下を「低い」と評価しています。

		設問	該当する選択肢
手段的自立度（IADL）	4点以下が手段的自立度が低下している高齢者	バスや電車（自家用車でも可）を使って1人で外出していますか。	できるし、している できるが、していない
		自分で食品・日用品の買物をしていますか。	できるし、している できるが、していない
		自分で食事の用意をしていますか。	できるし、している できるが、していない
		自分で請求書の支払いをしていますか。	できるし、している できるが、していない
		自分で預貯金の出し入れをしていますか。	できるし、している できるが、していない

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引きや老研式活動能力指標を用いてリスク該当者や手段的自立度低下者を判定すると、下図のようになります。

調査対象が要介護認定を受けていない65歳以上の方なので、いずれの項目でも半数以上がリスク非該当者等ではありますが、《転倒》リスクが約3割、《認知》機能の低下や《うつ》傾向がそれぞれ4割前後とやや多いことは将来的な要介護者の増加にもつながりかねないことから、介護予防の取組を進める等、心身の状態の維持・改善を推進していく必要があります。



3 将来推計

(1) 総人口及び高齢者人口の推計

コーホート要因法*を用いて、全国的に団塊ジュニア世代が65歳に到達しはじめ、現役世代の人口が大幅な減少に向かう令和22年度(2040年度)、75歳以上人口が増加し続ける令和32年度(2050年度)までの人口推計を行うと、下表のとおりになります。

本市の総人口は減少傾向が続き、令和32年度(2050年度)では11,598人と、現在の令和5年度(2023年度)よりも10,000人以上減少することが見込まれます。

年齢階層別の推計値をみると、第9期計画期間までは、前期高齢者の65歳～74歳、第2号被保険者の40歳～64歳人口、40歳未満人口はいずれも減少傾向が続く中、75歳以上の後期高齢者のみ増加傾向となっています。

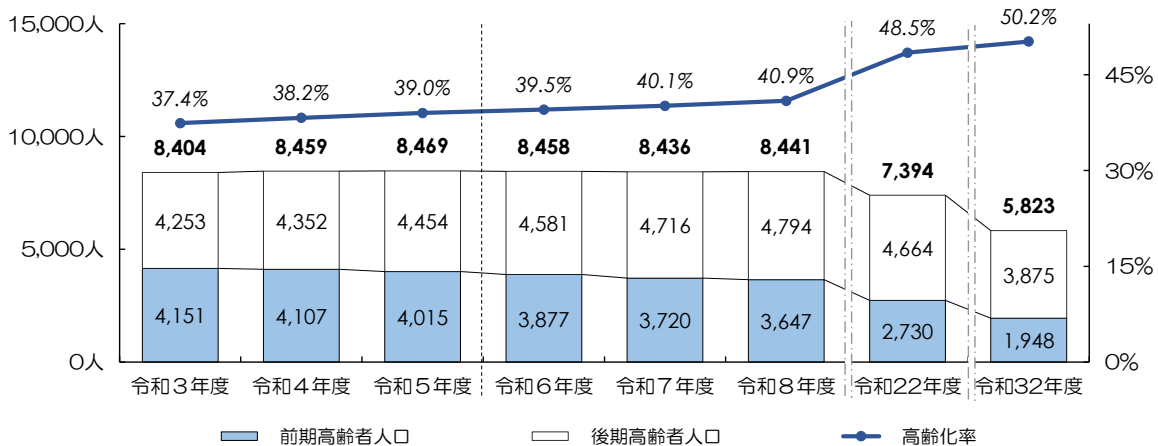
第9期計画期間の最終年度である令和8年度では、総人口が20,633人、うち65歳以上の高齢者は8,441人(後期高齢者は4,794人)、高齢化率は40.9%に上昇すると見込まれます。

《総人口及び高齢者人口の推計》

単位:人

	第8期 実績値			第9期 計画値			将来	
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)	令和32年度 (2050年度)
総人口(A)	22,461	22,116	21,710	21,388	21,012	20,633	15,255	11,598
高齢化率(B)/(A)	37.4%	38.2%	39.0%	39.5%	40.1%	40.9%	48.5%	50.2%
高齢者人口(B)	8,404	8,459	8,469	8,458	8,436	8,441	7,394	5,823
後期高齢者 (75歳以上)	4,253	4,352	4,454	4,581	4,716	4,794	4,664	3,875
前期高齢者 (65～74歳)	4,151	4,107	4,015	3,877	3,720	3,647	2,730	1,948
40～64歳人口	7,563	7,388	7,218	7,029	6,847	6,644	4,427	3,404
40歳未満人口	6,494	6,269	6,023	5,901	5,729	5,548	3,434	2,371

* 令和3年度～令和5年度は、10月1日現在の住民基本台帳
令和6年度以降は、コーホート要因法による推計値



* コーホート要因法: 年齢別人口の加齢にともなって生ずる年々の変化をその要因(死亡、出生、および人口移動)ごとに計算して将来の人口を求める方法

(2) 要支援認定者及び要介護認定者の推計

令和3年度から令和4年度における性別・年齢階層別・要介護度別の認定率の伸びを用いて、令和32年度(2050年度)までの要支援認定者及び要介護認定者数を推計すると、下表のとおりになります。

第9期計画期間においては要支援認定者・要介護認定者数、認定率は横ばい傾向で、計画期間の最終年度の令和8年度(2026年度)では、要支援認定者は328人、要介護認定者は1,195人に、認定率は18.0%に達すると見込んでいます。

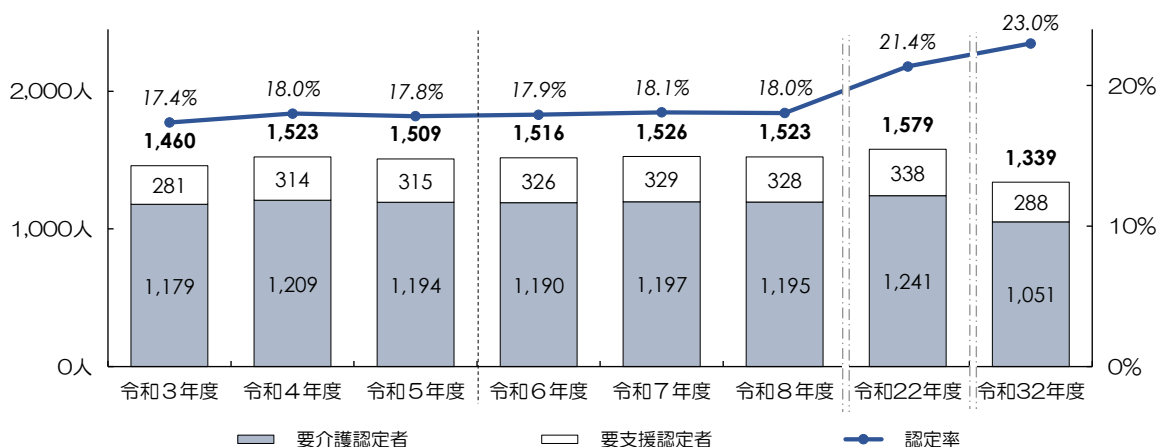
また、令和22年度(2040年度)以降は、高齢者数も減少しているため、令和32年度(2050年度)の要支援認定者・要介護認定者は1,339人まで減少するものの、後期高齢者の割合は高い推移が続くため、認定率自体は23.0%まで増加していくことが見込まれます。

《要支援認定者及び要介護認定者の推計》

単位:人

	第8期 実績値			第9期 計画値			将来	
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)	令和32年度 (2050年度)
要介護(要支援)認定者数(B) ※第2号被保険者含む	1,460	1,523	1,509	1,516	1,526	1,523	1,579	1,339
要支援1	142	172	177	188	191	190	195	166
要支援2	139	142	138	138	138	138	143	122
要介護1	309	339	331	348	351	349	361	301
要介護2	285	269	276	261	263	265	276	234
要介護3	232	237	255	254	255	256	273	233
要介護4	226	243	221	222	222	219	225	194
要介護5	127	121	111	105	106	106	106	89
高齢者人口(A)	8,404	8,459	8,469	8,458	8,436	8,441	7,394	5,823
認定率(B)/(A)	17.4%	18.0%	17.8%	17.9%	18.1%	18.0%	21.4%	23.0%

※令和3年度～令和5年度は9月末日現在の認定者数
令和6年度以降の数値は、令和3年度⇒令和4年度の自然体推計より算出した推計値(地域包括ケア「見える化」システムより)



(3) 施設・居住系サービス利用者の推計

地域包括ケア「見える化」システムにより推計した施設・居住系サービスの利用者の推計は、下表のとおりとなります。

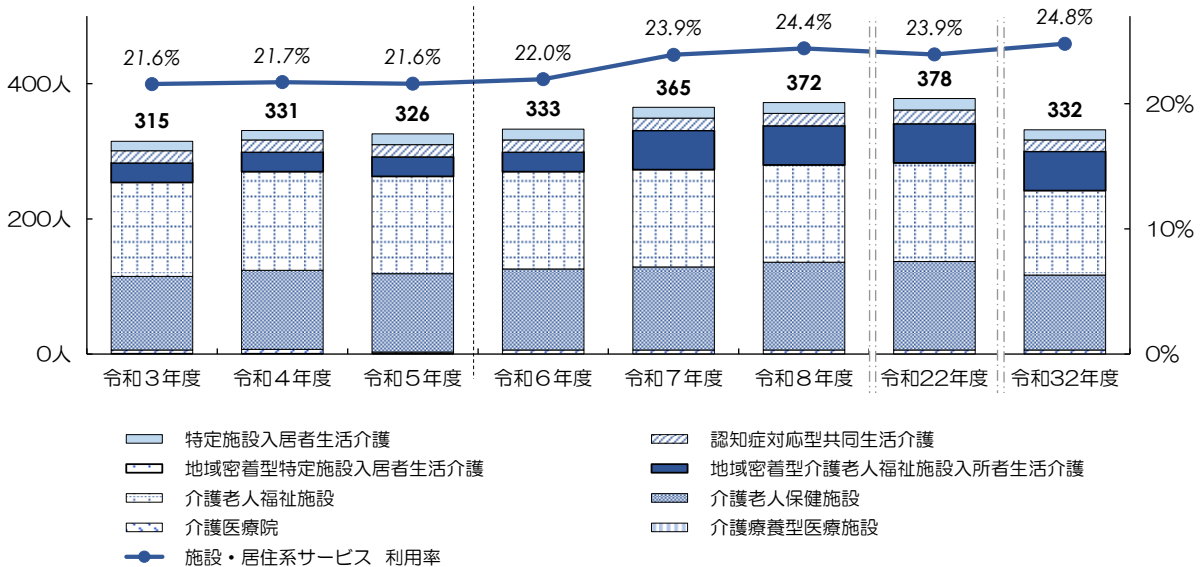
山梨県が指定・監督する介護施設に関して、ショートステイ用のベッドからの転換で、介護老人福祉施設の入所者数の増加が見込まれます。一方、本市が指定・監督する地域密着型サービスにおいては、第9期計画期間内に、地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特養）を1施設（29床）整備することを見込んでいます。そのため、第9期計画期間中の施設・居住系サービスの利用率は24.4%まで増加すると見込んでいます。

《施設・居住系サービス利用者の推計》

単位：人／月

	第8期 実績値			第9期 計画値			将来	
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)	令和32年度 (2050年度)
施設・居住系サービス 利用者数(月あたり) (B)	315	331	326	333	365	372	378	332
居住								
特定施設入居者生活介護	14	14	16	16	16	16	17	15
地域密着								
認知症対応型共同生活介護	18	18	18	18	18	18	20	17
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29	29	29	29	58	58	58	58
施設								
介護老人福祉施設	139	146	144	144	144	144	146	125
介護老人保健施設	109	117	116	120	123	130	131	111
介護医療院	5	6	2	6	6	6	6	6
介護療養型医療施設	1	1	1					
認定者数 (A)	1,460	1,523	1,509	1,516	1,526	1,523	1,579	1,339
施設・居住系サービス 利用率 (B)/(A)	21.6%	21.7%	21.6%	22.0%	23.9%	24.4%	23.9%	24.8%

* 令和3年度～令和4年度は、介護保険事業状況報告の各サービス年間受給者数を12か月で割り戻して算出したひと月あたりの平均値。
令和5年度は9月月報までによる推計



(4) 居宅サービス対象者の推計

地域包括ケア「見える化」システムにより推計した認定者数から施設・居住系サービスの利用者を除いた居宅サービス対象者は、下表のとおりとなります。

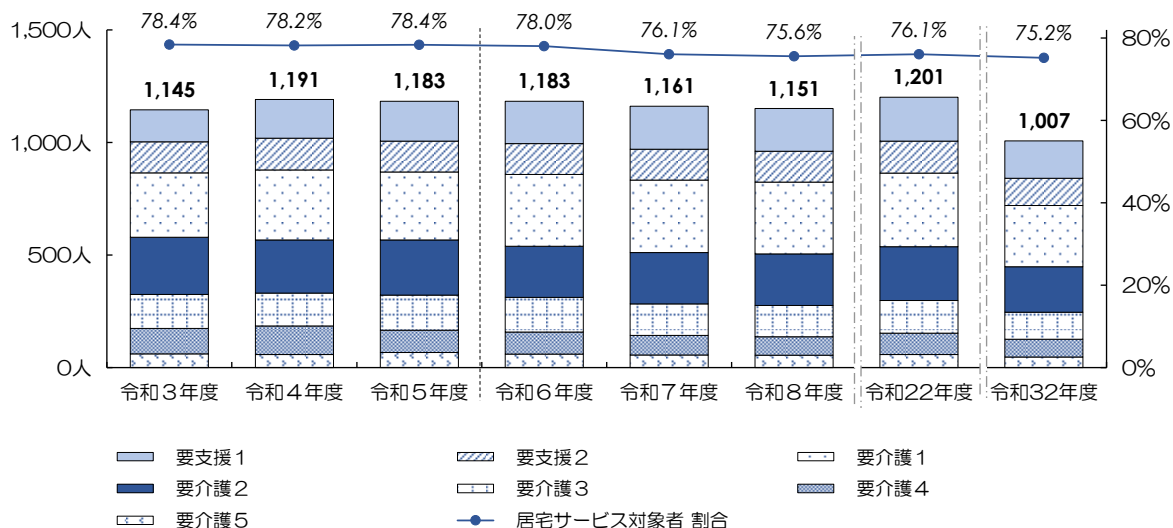
第9期計画の3か年間で、施設・居住系サービス利用者が増加するため、在宅サービスの対象者は32人減少すると見込んでいます。

《居宅サービス対象者の推計》

		第8期 実績値			第9期 計画値			将来	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)	令和32年度 (2050年度)
居宅サービス 対象者数(月あたり) (B)		1,145	1,191	1,183	1,183	1,161	1,151	1,201	1,007
要 支 援	要支援1	142	172	177	188	191	190	195	166
	要支援2	138	141	137	137	137	137	142	121
要 介 護	要介護1	286	311	302	319	322	319	327	272
	要介護2	254	236	245	227	228	229	239	202
	要介護3	151	146	156	154	140	139	145	120
	要介護4	113	127	99	98	87	82	95	79
	要介護5	61	58	67	60	56	55	58	47
認定者数 (A)		1,460	1,523	1,509	1,516	1,526	1,523	1,579	1,339
居宅サービス対象者 割合 (B)/(A)		78.4%	78.2%	78.4%	78.0%	76.1%	75.6%	76.1%	75.2%

単位:人/月

*各年度の月あたり認定者数から、施設・居住系サービス受給者を差し引いています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

みんなでつくろう 健康と長寿のまち うえのはら

～ 地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現に向けたまちづくり ～

高齢になれば、少しずつ身体に痛みや不自由さを感じるようになり、若い頃と同じ動きをすることが難しくなります。ここで大切なことは、年齢を重ねても自立した生活をいかに継続できるかを考え、そのために必要な取組を行うことです。また、高齢者が受けることができる支援やサービスに関する知識を持ち、必要な時に支援やサービスに結び付くことも大切です。

本市では、高齢者に関する施策を推進し、日頃から困っている人に手を差し伸べることができる環境を整えるとともに、今後高齢者となる世代が安心して介護保険制度等を利活用することができる社会を目指しています。そこで、この計画の基本理念は、第8期計画の基本理念に国の基本指針のポイントを加えた「みんなでつくろう 健康と長寿のまち うえのはら～ 地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現に向けたまちづくり～」とします。

2 基本目標

基本目標1 健やかで、生きがいをもって暮らせるまち

基本目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

基本目標3 安心して介護が受けられるまち

3 施策の体系

基本理念

みんなでつくろう 健康と長寿のまち うえのはら

～ 地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現に向けたまちづくり ～

基本目標 1

健やかで、
生きがいをもって暮らせるまち

高齢者が可能な限り健康に生活を続けられるよう、介護予防活動と役割や生きがいに繋がる社会参加の充実を目指します。

- (1) 介護予防・健康づくり施策の推進
- (2) 生きがいづくりと社会参加の促進

基本目標 2

住み慣れた地域で
安心して暮らせるまち

地域の多様な社会資源を活用し、高齢者を包括的に支援するため、医療や介護の連携に加え地域での支え合い活動の体制整備を目指します。高齢者が尊厳や希望を持ち生活できるよう認知症や権利擁護に対して本人、家族への支援と地域での知識・理解を深めることを目指します。高齢者が安心して暮らせるよう災害・感染症対策の充実を目指します。

- (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進
- (2) 認知症施策及び高齢者の権利擁護等の推進
- (3) 地域づくり及び高齢者生活支援サービスの充実
- (4) 安心・安全なまちづくりの推進

基本目標 3

安心して介護が受けられるまち

地域で生活していくために欠かせない介護・福祉サービスの維持のため、介護・福祉人材の育成・確保とともに効果的なサービスの提供により介護の重度化予防を目指します。

- (1) 介護サービスの提供体制の充実と質の向上
- (2) 介護保険の円滑な運営

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 健やかで、生きがいをもって暮らせるまち

(1) 介護予防・健康づくり施策の推進

全国的に要介護認定率が高い後期高齢者が増加していることから、介護予防を強化していくことが求められています。特に加齢とともに心身の活力が低下するフレイルの予防や、フレイル状態の高齢者を支援することが重要となります。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、介護予防のための通いの場の活動等に参加していない人は7割を超えている状況であるものの、健康づくりや趣味等のグループ活動に参加したい人は6割を超えています。一人ひとりが健康を維持・増進し自分らしい生活を継続できるよう、介護予防や健康づくりの積極的な取り組みを推進していきます。

■ 重点的に取り組む事業

<p style="text-align: center;">事業名</p> <p style="text-align: center;">地域介護予防 活動支援事業</p>	<p>【事業概要】 運動機能の維持・向上や社会参加促進等のため、「元氣いきいき事業」や「いきいき百歳体操」等を実施していきます。</p> <p>【第9期計画における方向性】 ➤ 「元氣いきいき事業」の実施や「いきいき百歳体操」グループへの支援等により、介護予防・健康づくりについて進めていきます。また、「元氣いきいき事業」自主グループ活動において、自主的な活動を継続し、健康の維持・増進等につなげられるよう支援していきます。</p> <p>【目標値】 新規要介護認定者の平均年齢を82.2歳より上げる (要支援・要介護認定申請台帳データ)</p>
<p style="text-align: center;">事業名</p> <p style="text-align: center;">保健事業と介護予防の 一体的事業</p>	<p>【事業概要】 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険事業と一体的に実施します。</p> <p>【第9期計画における方向性】 ➤ 庁内での連携や実施体制を整え、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を実施していきます。 ➤ 令和5年度実施状況を評価するとともにKDBデータの分析等により課題を抽出し、令和6年度以降の事業実施に活かしていきます。</p> <p>【目標値】 一人あたり医療費を772,398円より下げる (山梨の国保と後期と介護)</p>

■ 重点的に取り組む事業以外の実施事業

◎介護予防把握事業

◎地域介護予防活動支援事業

◎介護予防普及啓発事業

◎地域リハビリテーション活動支援事業

(2) 生きがいくくりと社会参加の促進

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して自分らしい生活を送るためには、社会参加する中で人と関わり、役割や生きがいを持つことが重要です。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、外出について昨年より外出機会が減っている人、控えている人が約3割おり、控えている理由として感染症予防のためや足腰の痛み、外での楽しみがないこと等が挙げられています。また地域での活動として、ボランティアや趣味活動の場等に参加していない人が2割以上います。一方、健康づくり活動や趣味等のグループ活動に参加してみたい人が約6割、その活動に企画・運営側として参加してみたい人が3割以上います。これらのことから高齢者が社会参加できる場づくりや環境整備等を行います。

■ 重点的に取り組む事業

事業名	【事業概要】
通いの場の拡充と 運営推進事業	<p>高齢者等が身近に通うことのできる「通いの場」等の設置・拡充を図ります。具体的には、市役所出張所や社会福祉法人等の場を活用し、歩いても通え、安心・安全に過ごせる身近な場を増やします。</p>
	<p>【第9期計画における方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 社会福祉法人等を含め、「通いの場」等の設置・拡充に向け引き続き働きかけを行い、運営には高齢者が役割を担うことを目指します。 ▶ 「元氣いきいき事業」からの自主グループ化への支援を行い、「元氣いきいき事業」自主グループ活動において、今後グループが増加した場合、利可能な時間や場所に限りがあるため、地域で活動できるような場づくり等を検討します。 ▶ 「元氣いきいき事業」卒業生自主グループや「いきいき百歳体操」グループ等に対し、今後も活動を継続できるよう支援（グループ同士の交流会開催や研修等の学びの場の提供、体力測定等）をしていきます。また、状況に応じ、通いの場等ヘリハビリテーション専門職や歯科衛生士等の専門職を派遣し、介護予防や健康づくり、活動継続のための支援を行います。
	<p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①社会参加を何もしていない人の割合を 26.2%より下げる (介護予防・日常圏域ニーズ調査) ②活動しているグループの7割以上が活動を継続 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 元氣いきいき事業自主グループ:19グループ いきいき百歳体操:11グループ 上記30グループのうち、21グループ以上が活動を継続 </div>

■ 重点的に取り組む事業以外の実施事業

- ◎ボランティアポイント事業
- ◎老人福祉センターの活用

- ◎老人クラブへの支援

基本目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域でできる限りその人らしい暮らしを長く続けるためには、アクセスしやすい身近な場所で医療や介護等のサービスを受けることができる環境であるとともに、そのようなサービスが包括的に提供される体制、地域包括ケアシステムが整っている必要があります。その中で、地域包括支援センターは、分野を横断する支援における調整役を担うとともに、高齢者に関する総合相談窓口や権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等を行っています。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果、住み慣れた自宅で暮らしていくことを希望する高齢者が増加していることから、今後、地域包括ケアシステムをより地域の実情に応じた体制に深化・推進させるため、地域包括支援センターの機能の充実を図るとともに、医療・介護サービスが切れ目なく一体的に提供されるように取り組んでいきます。

■ 重点的に取り組む事業

事業名	【事業概要】
地域包括支援センター 機能強化事業	地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、地域包括支援センターの認知度を高めていくとともに、相談しやすい体制づくりに取り組みます。また、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、センターの体制を整備するとともに、庁舎内での連携体制を強化します。
	【第9期計画における方向性】
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一般住民の集まりに出向き、対話を通して、センターの認知度を浸透させていくとともに、相談しやすい体制づくりに取り組んでいきます。 ▶ 地域包括支援センターの体制を整備し、庁舎内での連携体制を強化することで、地域共生社会の観点に立った包括的な支援を実施します。
	【目標値】 地域包括支援センターの住民認知度を50%以上にする (介護予防・日常圏域ニーズ調査)
事業名	【事業概要】
在宅医療・介護連携 推進事業	医療と介護の一体的な提供の実現に向けて、医療と介護の関係者をつなぎ、在宅医療・介護連携の推進のために、関係者の資質の向上や連携に必要な機会の確保を図ります。
	【第9期計画における方向性】
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 医療・介護関係者間における共通理解の促進や課題解決を図る機会とするため、職種間における研修を実施します。また、グループワーク等を内容に組み入れることで、相互の専門性や役割の理解を推進し、忌憚のない意見交換ができる関係を構築します。さらに、関係する機関との連携強化を図るとともに、必要な連携を担う拠点を整備します。
	【目標値】 医療・介護関係者に対して年2回以上研修を実施する

■ 重点的に取り組む事業以外の実施事業

- ◎医療・介護関係者間の情報共有の支援（MCSの活用）
- ◎在宅医療・介護の住民啓発
- ◎総合相談支援事業
- ◎地域ケア会議
- ◎なんでも相談窓口

2) 認知症施策及び高齢者の権利擁護等の推進

高齢化と長寿命化が進み、認知症高齢者が増加しその本人と家族を支援できる体制づくりが必要とされています。介護予防・日常生活圏ニーズ調査では、認知症の人への必要な支援として「早期発見・早期診療の仕組みづくり」を要望する割合が高くなっています。高齢者が安心して地域で生活していくためには、認知症に対する理解、知識の普及と認知症に関する相談窓口の周知が必要です。また地域住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題解決できない、適切なサービスにつながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的・継続的視点から、権利擁護のための必要な支援を行います。

■ 重点的に取り組む事業

<p style="text-align: center;">事業名</p> <p style="text-align: center;">認知症サポーターの育成事業</p>	<p>【事業概要】</p> <p>地域に認知症の正しい知識を普及する認知症サポーター養成講座と認知症の人と家族を支援する認知症専門のボランティア育成を実施します。</p> <p>【第9期計画における方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域住民、学校、職域等への認知症サポーター養成講座開催や認知症に関する市民講座の実施。広報、HP等を活用した周知を実施します。 ▶ 認知症に対応できるボランティアであるオレンジサポーターを養成し、認知症やそれが疑われる人へ見守り、声かけ訪問、通いの場でのサポートを実施できる体制づくりを行います。 <p>【目標値】 年間 150 人の認知症サポーター及び 10 人のオレンジサポーターの養成</p>
<p style="text-align: center;">事業名</p> <p style="text-align: center;">認知症相談事業</p>	<p>【事業概要】</p> <p>地域包括支援センターでの認知症相談を実施します。認知症初期集中支援チーム会議においての継続的支援や専門科医（精神科医）による認知症相談を実施します。また地域の医療・介護関係者の相談・対応力向上を目指した研修等を実施します。</p> <p>【第9期計画における方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 認知症支援事業等を広報等で定期的に掲載を実施し、住民への周知を行います。 ▶ 医療、介護関係者に対して認知症相談、対応力向上に関する研修等を実施し、認知症への知識、理解の底上げを図ります。 <p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①認知症相談窓口を知っている人を 30%にする (介護予防・日常圏域ニーズ調査) ②医療・介護者向け認知症相談、対応力向上に関する研修等を年に 1 回実施する

事業名	【事業概要】	
認知症カフェ (オレンジカフェ) 住民交流事業	認知症サポーターの活動の場として、また、本人や家族が身近な場所で安心して過ごし、同じ不安や悩みを持つ家族が交流できる場とします。	
	【第9期計画における方向性】	
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 社会福祉法人等が実施する専門性を持つ認知症カフェと、住民が主体となる認知症カフェ創出を図ります。 ▶ 共生社会の理念を進めるとともに、HP や広報への掲載、各団体、地域の関係者への認知症カフェ創設のための働きかけを継続して行います。 	
	【目標値】	<ul style="list-style-type: none"> ①オレンジカフェを新たに3か所増設する (社会福祉法人等で1か所、住民主体で2か所) ②オレンジカフェの活動紹介等を年に1回広報へ掲載する
事業名	【事業概要】	
成年後見制度 利用促進事業	地域包括支援センターを中核機関として、成年後見制度の周知、支援が必要な人の発見、制度利用のための相談に応じるとともに、必要に応じて市長申立てのための支援を行います。また、費用を負担することが困難な方に対して、制度利用に係る費用を助成します。さらに、担い手の拡充に向けて、市民後見人を養成し、市社会福祉協議会が行っている権利擁護事業と連携しながら、活用を促進します。	
	【第9期計画における方向性】	
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民や福祉関係者に向けて成年後見制度の周知や啓発を行い、制度利用の必要な方を早期に把握し制度の利用へつなげます。 ▶ 社会福祉協議会が法人後見の受任を開始したことで連動して、後見実務のノウハウの蓄積によりバックアップ体制を拡充する中で、養成講座受講修了者個人レベルでの支援スキルの向上を図っていきます。 	
	【目標値】	成年後見制度の住民認知度を40%以上にする (介護予防・日常圏域ニーズ調査 「詳しく知っている」+「知っている」の割合)

■ 重点的に取り組む事業以外の実施事業

- ◎認知症初期集中支援推進事業
- ◎認知症高齢者見守り「ひとり歩きSOSネットワーク事業」
- ◎高齢者虐待緊急一時保護支援事業

(3) 地域づくり及び高齢者生活支援サービスの充実

多くの方が高齢になるにつれ、通院や買い物などの移動への不安が大きくなり、在宅で生活していく中で課題となっています。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、外出頻度が昨年と比較して「減っている」と回答した人は3割を超えています。また、コロナ禍による外出控えもあり、地域との付き合いは「日常的」が減少し「あいさつ程度」が増えるなど社会とのつながりが薄れつつあります。高齢者の社会参加の機会の増加や、ゴミ捨てなどのちょっとした困りごとのお手伝いを通じた担い手としての活躍の機会が持てるような地域づくりの体制を充実させていきます。また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、優先順位の高かった移送サービスについては、庁内関係部署と連携し、より効果的な実施ができるよう努めます。

■ 重点的に取り組む事業

事業名	【事業概要】
生活支援体制整備事業	住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行います。
	【第9期計画における方向性】
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地区別の協議体設置を目標に進めていくのではなく、助け合い活動そのものの普及の取り組みを行っていきます。 ▶ 総合事業のB型を実施しているNPO法人と、B型の枠にとらわれない生活支援ニーズの把握や支援を実施していけるよう取り組みの支援を行い、地域での生活支援体制の構築を進めます。また、コロナで縮小してしまった地域活動の再開を進めていきます。 ▶ 協議体設置は今後も進めていきますが、助け合い活動の取り組みのためのツールとして考え、住民主体活動の場の拡充を進めていきます。
	【目標値】 地域での生活支援を行う団体を1つ以上立ち上げる
事業名	【事業概要】
移送サービス事業	日常生活を営むのに支障のある在宅の要介護高齢者等に対し、病院や施設への交通手段を提供して、要援護者の交通の不便の解消及び自立支援の助長等を行います。
	【第9期計画における方向性】
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 今後持続可能な事業とするため、事業のあり方について検討を進めるとともに、庁内関係部署との連携の中で、高齢者の移動支援サービス全般について、全庁的に検討していきます。

■ 重点的に取り組む事業以外の実施事業

◎緊急通報システム事業

◎食の自立支援事業

◎高齢者等見守りネットワーク訪問事業

(4) 安心・安全なまちづくりの推進

高齢者は身体機能や認知機能の低下により自然災害や感染症等の被害にあいやすい傾向にあり、社会的弱者として位置付けられています。特に、自然災害は日頃から防災意識を高く持ち、その時に向けてできる取組・努力を継続することが大切です。また、今後新たな感染症が急速に拡大することも十分考えられます。高齢者は、情報格差等の様々な不安要素を抱えながら生活していることから、あらゆる面から安心・安全に生活できる環境を整えることが重要です。

■ 重点的に取り組む事業

<p>事業名</p> <p>要援護者支援体制及び地域防災体制等の確立事業</p>	<p>【事業概要】</p> <p>災害時に自力で避難できない災害時要援護者の把握に努め、自治会等の協力のもとに避難所への避難誘導の支援を図ります。また、避難行動要支援者避難支援計画の見直しを行い、避難行動要支援者名簿システムの登録者の拡大を図ります。現在、福祉避難所が6か所ありますが、今後も確保と充実に努めます。</p> <p>【第9期計画における方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 関係各課で連携を取りながら対象者を抽出し、要援護者の名簿登録の拡大に向け、取り組めます。 ▶ 名簿の提供の同意が取れていない人については、その必要性などを周知、啓発していきます。 ▶ 一人ひとりの状況に合わせた個別の避難行動計画の作成に取り組んでいきます。 <p>【目標値】 個別避難行動計画の作成</p>
<p>事業名</p> <p>介護等施設の災害・感染症対策事業</p>	<p>【事業概要】</p> <p>突発的な自然災害や感染症等に備えるため、施設サービスや地域密着型サービス等の事業者に対し災害対策マニュアル、感染症対策マニュアルの見直し等を指導し、支援します。</p> <p>【第9期計画における方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 集団指導（富士東部地区集団指導）や運営指導の場で介護施設（事業所）等の災害対策マニュアルや感染症対策マニュアルの見直しに関する情報提供、さらに業務継続計画（BCP）について精査していきます。 <p>【目標値】 介護施設（事業所）等の業務継続計画（BCP）の策定状況を確認し、未策定をなくす</p>

■ 重点的に取り組む事業以外の実施事業

◎健康管理ふれあいキット配布事業

基本目標3 安心して介護が受けられるまち

(1) 介護サービスの提供体制の充実と質の向上

自宅での生活を希望する本人の意思を尊重した在宅サービスのニーズが高まり、24時間365日利用できる介護サービスの充実が求められています。市内介護事業所を対象に実施した介護人材実態調査では人材が不足していると感じるかという問いに対して、32箇所の事業所中27箇所が不足しているとの回答がありました。少子化も相まって新しい担い手が定着せず慢性的な介護保険に関わる人材の不足が問題となっています。介護サービスの質を落とさないためにも資格取得や更新に向けた支援を行い、人材の確保や育成を進め、いつでも必要な介護サービスが利用できる環境を維持できるよう努めます。

■ 重点的に取り組む事業

事業名	【事業概要】
地域密着型サービスの拡充事業	地域密着型サービスの実施事業者の確保に努め、高齢者が安心して介護サービスを受けられるよう柔軟なサービスを展開します。
	【第9期計画における方向性】 ▶ 施設整備を実現することにより、施設入所待機者数の改善を図るとともに、高齢者に対する新たな在宅サービスの拡充に努めます。
	【目標値】 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1箇所 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 1箇所
事業名	【事業概要】
介護職員人材確保事業	介護保険事業に従事する介護職員や介護支援専門員等の専門職の人員が減少する中、介護人材や専門職の確保に向けて、資格取得や更新に関わる補助事業の実施や介護の魅力発信人材バンク制度を活用し介護人材の確保、定着に向けた支援を行います。
	【第9期計画における方向性】 ▶ 介護職員の労働人口の減少等を周知し、介護職員初任者研修や実務者研修を受講することのメリット、スキルアップなどを行いたい人に広報や回覧などで情報を発信し、より多くの人に介護職に興味を持ってもらい、市内の有資格者の増加に努めます。 ▶ 市内の介護支援専門員の人材確保のための取組みを実施します。
	【目標値】 支援による有資格者を年間10名増やす

事業名	【事業概要】
ケアマネジャーの育成事業	<p>研修や事例検討会によるケアマネジャーのスキルアップを図るとともに、個別ケア会議、ケアプラン点検、ケアマネ定例会をとおして、ケアマネジャーの育成を進めます。また、ケアマネジャーの抱える支援困難ケースへの支援も行います。</p>
	<p>【第9期計画における方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市内の主任介護支援専門員の会と共同し今後も介護支援専門員等に対する研修や事例検討会を定期的を開催します。 ▶ 地域ケア会議における課題解決型、自立支援型のケア会議を開催しケアマネジャーの抱える支援困難ケースへの助言や総合相談として継続的な支援を実施します。
	<p>【目標値】 介護支援専門員に対して年2回以上の研修又は事例検討会等を実施する</p>

■ 重点的に取り組む事業以外の実施事業

- ◎総合事業対象者把握
- ◎訪問調査員の研修

◎介護予防ケアマネジメント

(2) 介護保険の円滑な運営

少子高齢化が進み、支援を必要とする高齢者が増加している一方で、高齢者を支援する若い世代は減少傾向にあります。このような状況を改善するためには、人材確保・育成の取組に加え、サービスを利用する側が適切な利用に努めることも求められます。高齢者一人ひとりの心身状況や生活環境に応じて適切な介護サービスを適切な量で提供することが大切であり、そのためには定期的な介護給付のチェックを行う必要があります。

■ 重点的に取り組む事業

事業名	【事業概要】
介護給付費適正化事業	国の方針に基づき、適正な保険給付の確保のために、「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「医療情報との突合・縦覧点検」に効果的・効率的に取り組めます。(詳細な適正化計画は、53 ページ以降参照)
	【第9期計画における方向性】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「要介護認定の適正化」：変更・更新認定に係る認定調査の内容を、書面等の審査による点検により継続して行います。 ➤ 「ケアプラン点検」：これまで行ってきた年に3回3人分の点検を継続していきます。また、国保連合会の帳票を活用した効果的な点検に重点化した「ケアプラン点検」を推進します。 ➤ 「住宅改修の点検」：訪問による調査を継続し、改修工事の実態確認や書面による点検を全件にわたり行います。 ➤ 「福祉用具購入・貸与調査」：適正化システムにより出力される帳票を活用し、ケアプラン点検を行い、福祉用具購入の必要性や利用状況等を確認します。 ➤ 「医療情報との突合・縦覧点検」：費用対効果が期待できる帳票に重点化した点検を国保連合会への委託を含め、推進していきます。

■ 重点的に取り組む事業以外の実施事業

◎介護保険運営協議会

◎介護サービス事業所連絡会

◎介護サービス利用明細の通知

事業一覧

基本理念	基本目標	施策の方向	重点的に取り組む事業	事業概要
みんなでつくろう 健康と長寿のまち うえのはら	【基本目標1】 健やかで、生きがいをもって暮らせるまち	介護予防・健康づくり施策の推進	地域介護予防活動支援事業 保健事業と介護予防の一体的事業	運動機能の維持・向上や社会参加促進等のため、「元氣いきいき事業」や「いきいき百歳体操」等を実施していきます。 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険事業と一体的に実施します。
		生きがいづくりと社会参加の促進	通いの場の拡充と運営推進事業	高齢者等が身近に通うことのできる「通いの場」等の設置・拡充を図ります。具体的には、市役所出張所や社会福祉法人等の場を活用し、歩いても通え、安心・安全に過ごせる身近な場を増やします。
	【基本目標2】 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち	地域包括ケアシステムの深化・推進	地域包括支援センター機能強化事業	地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、地域包括支援センターの認知度を高めていくとともに、相談しやすい体制づくりに取り組みます。また、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、センターの体制を整備するとともに、庁舎内での連携体制を強化します。
			在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の一体的な提供の実現に向けて、医療と介護の関係をつなぎ、在宅医療・介護連携の推進のために、関係者の資質の向上や連携に必要な機会の確保を図ります。
		認知症施策及び高齢者の権利擁護等の推進	認知症サポーターの育成事業	地域に認知症の正しい知識を普及する認知症サポーター養成講座と認知症の人と家族を支援する認知症専門のボランティア育成を実施します。
			認知症相談事業	地域包括支援センターでの認知症相談を実施します。認知症初期集中支援チーム会議における継続的支援や専門科医(精神科医)による認知症相談を実施します。また地域の医療・介護関係者の相談・対応力向上を目指した研修等を実施します。
			認知症カフェ(オレンジカフェ)住民交流事業	認知症サポーターの活動の場として、また、本人や家族が身近な場所で安心して過ごし、同じ不安や悩みを持つ家族が交流できる場とします。
			成年後見制度利用促進事業	地域包括支援センターを中核機関として、成年後見制度の周知、支援が必要な人の発見、制度利用のための相談に応じるとともに、必要に応じて市長申立てのための支援を行います。また、費用を負担することが困難な方に対して、制度利用に係る費用を助成します。さらに、担い手の拡充に向けて、市民後見人を養成し、市社会福祉協議会が行っている権利擁護事業と連携しながら、活用を促進します。
		地域づくり及び高齢者生活支援サービスの充実	生活支援体制整備事業	住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行います。
			移送サービス事業	日常生活を営むのに支障のある在宅の要介護高齢者等に対し、病院や施設への交通手段を提供して、要援護者の交通の不便の解消及び自立支援の助長等を行います。
		安心・安全なまちづくりの推進	要援護者支援体制及び地域防災体制等の確立事業	災害時に自力で避難できない災害時要援護者の把握に努め、自治会等の協力のもとに避難所への避難誘導の支援を図ります。また、避難行動要支援者避難支援計画の見直しを行い、避難行動要支援者名簿システムの登録者の拡大を図ります。現在、福祉避難所が6か所ありますが、今後も確保と充実に努めます。
			介護等施設の災害・感染症対策事業	突発的な自然災害や感染症等に備えるため、施設サービスや地域密着型サービス等の事業者に対し災害対策マニュアル、感染症対策マニュアルの見直し等を指導し、支援します。
	【基本目標3】 安心して介護が受けられるまち	介護サービスの提供体制の充実と質の向上	地域密着型サービスの拡充事業	地域密着型サービスの実施事業者の確保に努め、高齢者が安心して介護サービスを受けられるよう柔軟なサービスを展開します。
			介護職員人材確保事業	介護保険事業に従事する介護職員や介護支援専門員等の専門職の人員が減少する中、介護人材や専門職の確保に向けて、資格取得や更新に関わる補助事業の実施や介護の魅力発信人材バンク制度を活用し介護人材の確保、定着に向けた支援を行います。
			ケアマネジャーの育成事業	研修や事例検討会によるケアマネジャーのスキルアップを図るとともに、個別ケア会議、ケアプラン点検、ケアマネ定例会をとらして、ケアマネジャーの育成を進めます。また、ケアマネジャーの抱える支援困難ケースへの支援も行います。
		介護保険の円滑な運営	介護給付費適正化事業	国の方針に基づき、適正な保険給付の確保のために、「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「医療情報との突合・縦覧点検」に効果的・効率的に取り組めます。

第9期計画における方向性		目標値
<ul style="list-style-type: none"> 「元氣いきいき事業」の実施や「いきいき百歳体操」グループへの支援等により、介護予防・健康づくりについて進めていきます。また、「元氣いきいき事業」自主グループ活動において、自主的な活動を継続し、健康の維持・増進等につなげられるよう支援していきます。 	新規要介護認定者の平均年齢を82.2歳より上げる	
<ul style="list-style-type: none"> 庁内での連携や実施体制を整え、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を実施していきます。 令和5年度実施状況の評価するとともにKDBデータの分析等により課題を抽出し、令和6年度以降の事業実施に活かしていきます。 	一人あたり医療費を772,398円より下げる	
<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人等を含め、「通いの場」等の設置・拡充に向け引き続き働きかけを行い、運営には高齢者が役割を担うことを目指します。 「元氣いきいき事業」からの自主グループ化への支援を行い、「元氣いきいき事業」自主グループ活動において、今後グループが増加した場合、利可能な時間や場所に限りがあるため、地域で活動できるような場づくり等を検討します。 「元氣いきいき事業」卒業生自主グループや「いきいき百歳体操」グループ等に対し、今後も活動を継続できるよう支援(グループ同士の交流会開催や研修等の学びの場の提供、体力測定等)をしていきます。また、状況に応じ、通いの場等へリハビリテーション専門職や歯科衛生士等の専門職を派遣し、介護予防や健康づくり、活動継続のための支援を行います。 	<p>社会参加を何もしない人の割合を26.2%より下げる</p> <p>活動しているグループの7割以上が活動を継続</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 一般住民の集まりに出向き、対話を通して、センターの認知度を浸透させるとともに、相談しやすい体制づくりに取り組んでいきます。 地域包括支援センターの体制を整備し、庁舎内での連携体制を強化することで、地域共生社会の観点に立った包括的な支援を実施します。 	地域包括支援センターの住民認知度を50%以上にする	
<ul style="list-style-type: none"> 医療・介護関係者間における共通理解の促進や課題解決を図る機会とするため、職種間における研修を実施します。また、グループワーク等を内容に組み入れることで、相互の専門性や役割の理解を推進し、忌憚のない意見交換ができる関係を構築します。さらに、関係する機関との連携強化を図るとともに、必要な連携を担う拠点を整備します。 	医療・介護関係者に対して年2回以上研修を実施する	
<ul style="list-style-type: none"> 地域住民、学校、職域等への認知症サポーター養成講座開催や認知症に関する市民講座の実施。広報、HP等を活用した周知を実施します。 認知症に対応できるボランティアであるオレンジサポーターを養成し、認知症やそれが疑われる人へ見守り、声かけ訪問、通いの場でのサポートを実施できる体制づくりを行います。 	年間150人の認知症サポーター及び10人のオレンジサポーターの養成	
<ul style="list-style-type: none"> 認知症支援事業等を広報等で定期的に掲載を実施し、住民への周知を行います。 医療、介護関係者に対して認知症相談、対応力向上に関する研修等を実施し、認知症への知識、理解の底上げを図ります。 	<p>認知症相談窓口を知っている人を30%にする</p> <p>医療・介護向け認知症相談、対応力向上に関する研修等を年に1回実施する</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人等が実施する専門性を持つ認知症カフェと、住民が主体となる認知症カフェ創出を図ります。 共生社会の理念を進めるとともに、HPや広報への掲載、各団体、地域の関係者への認知症カフェ創設のための働きかけを継続して行います。 	<p>オレンジカフェを新たに3か所増設する(社会福祉法人等で1か所、住民主体で2か所)</p> <p>オレンジカフェの活動紹介等を年に1回広報へ掲載する</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 市民や福祉関係者に向けて成年後見制度の周知や啓発を行い、制度利用の必要な方を早期に把握し制度の利用へつなげます。 社会福祉協議会が法人後見の受任を開始したことと連動して、後見実務のノウハウの蓄積によりバックアップ体制を拡充する中で、養成講座受講修了者個人レベルでの支援スキルの向上を図っていきます。 	成年後見制度の住民認知度を40%以上にする	
<ul style="list-style-type: none"> 地区別の協議体設置を目標に進めていくのではなく、助け合い活動そのものの普及の取り組みを行っていきます。 総合事業のB型を実施しているNPO法人と、B型の枠にとられない生活支援ニーズの把握や支援を実施していけるよう取り組みの支援を行い、地域での生活支援体制の構築を進めます。また、コロナで縮小してしまった地域活動の再開を進めていきます。 協議体設置は今後も進めていきますが、助け合い活動の取り組みのためのツールとして考え、住民主体活動の場の拡充を進めていきます。 	地域での生活支援を行う団体を1つ以上立ち上げる	
<ul style="list-style-type: none"> 今後持続可能な事業とするため、事業のあり方について検討を進めるとともに、庁内関係部署との連携の中で、高齢者の移動支援サービス全般について、全庁的に検討していきます。 		
<ul style="list-style-type: none"> 関係各課で連携を取りながら対象者を抽出し、要援護者の名簿登録の拡大に向け、取り組みます。また、関係各課で連携を取りながら対象者を抽出していきます。 名簿の提供の同意が取れていない人については、その必要性などを周知、啓発していきます。 一人ひとりの状況に合わせた個別の避難行動計画の作成に取り組んでいきます。 	個別避難行動計画の作成	
<ul style="list-style-type: none"> 集団指導(富士東部地区集団指導)や運営指導の場で介護施設(事業所)等の災害対策マニュアルや感染症対策マニュアルの見直しに関する情報提供、さらに業務継続計画(BCP)について精査していきます。 	介護施設(事業所)等の業務継続計画(BCP)の策定状況を確認し、未策定をなくす	
<ul style="list-style-type: none"> 施設整備を実現することにより、施設入所待機者数の改善を図るとともに、高齢者に対する新たな在宅サービスの拡充に努めます。 	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1箇所</p> <p>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 1箇所</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 介護職員の労働人口の減少等を周知し、介護職員初任者研修や実務者研修を受講することのメリット、スキルアップなどを行いたい人に広報や回覧などで情報を発信し、より多くの人に介護職に興味を持ってもらい、市内の有資格者の増加に努めます。 市内の介護支援専門員の人材確保のための取組みを実施します。 	支援による有資格者を年間10名増やす	
<ul style="list-style-type: none"> 市内の主任介護支援専門員の会と共同し今後も介護支援専門員等に対する研修や事例検討会を定期的に開催します。 地域ケア会議における課題解決型、自立支援型のケア会議を開催しケアマネジャーの抱える支援困難ケースへの助言や総合相談として継続的な支援を実施します。 	介護支援専門員に対して年2回以上の研修又は事例検討会等を実施する	
<ul style="list-style-type: none"> 「要介護認定の適正化」: 変更・更新認定に係る認定調査の内容を、書面等の審査による点検により継続して行います。 「ケアプラン点検」: これまで行ってきた年に3回3人分の点検を継続していきます。また、国保連合会の帳票を活用した効果的な点検に重点化した「ケアプラン点検」を推進します。 「住宅改修の点検」: 訪問による調査を継続し、改修工事の実態確認や書面による点検を全件にわたり行います。 「福祉用具購入・貸与調査」: 適正化システムにより出力される帳票を活用し、ケアプラン点検を行い、福祉用具購入の必要性や利用状況等を確認します。 「医療情報との突合・縦覧点検」: 費用対効果が期待できる帳票に重点化した点検を国保連合会への委託を含め、推進していきます。 		

第5章 介護保険サービス等の見込量と確保のための方策

1 各サービスの見込み量

《介護保険サービスの概要》

介護保険サービスは、要介護者に対するサービス【介護給付サービス】と、要支援者に対するサービス【予防給付サービス】に分かれて提供されています。

また、高齢者が要介護状態等になっても、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように【地域密着型サービス】が平成18年度（2006年度）に類型化され、このサービスについては、上野原市がサービス事業者の指定、指導・監督権限を持っています。

	県が指定・監督を行うサービス	市が指定・監督を行うサービス
介護給付サービス	<p>★居宅サービス</p> <p><訪問サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○特定施設入居者生活介護 ○特定福祉用具購入費 <p><通所サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション <p><短期入所サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護 ○福祉用具貸与 ○住宅改修費 	<p>【地域密着型サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○看護小規模多機能型居宅介護規 <p style="text-align: center;">★居宅介護支援</p>
予防給付サービス	<p>★介護予防サービス</p> <p><訪問サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○特定介護予防福祉用具購入費 <p><通所サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所リハビリテーション <p><短期入所サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○介護予防住宅改修費 	<p>【地域密着型介護予防サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） <p style="text-align: center;">★介護予防支援</p>

※地域密着型サービスには、一部市内には提供事業者がないサービスも含まれます。

《第8期計画における実績値と第9期計画における計画値》

第8期実績の令和3年度と令和4年度については、見える化システムの利用実績を、令和5年度については9月月報までの実績より推計して記載しています。

第9期計画値については、国より提示された見える化システムで第8期実績から推計された数値をベースに、補正等を行って見込んでいます。

(1) 居宅サービス・介護予防サービス

*サービスの名称の前半に“介護予防”と明記されているものは、要支援者を対象としたサービスです。

① 訪問介護

事業内容	訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴、排泄等の身体介護や食事等の家事援助等、日常生活上の介護や援助を行うものです。
------	--

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護	利用量 (回/月)	2,066	2,057	2,470	2,582	2,458	2,418
	利用者数 (人/月)	152	152	147	160	156	155

*要支援1・2の認定者が利用する介護予防訪問介護は、平成29年度から地域支援事業として実施しています。

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

事業内容	入浴設備を自宅に持ち込み、看護職員、介護職員が寝たきりの高齢者等の居宅を訪問して、入浴の介助を行います。
------	--

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴介護	利用量 (回/月)	134	122	132	132	123	123
	利用者数 (人/月)	26	24	24	22	20	20
介護予防 訪問入浴介護	利用量 (回/月)	0	0	0	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
合計	利用量 (回/月)	134	122	132	132	123	123
	利用者数 (人/月)	26	24	24	22	20	20

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

事業内容	通院困難な利用者に対して、訪問看護ステーション等の看護師、理学療法士、作業療法士等が居宅を訪問し、主治医と連絡を取りながら、療養上の看護を行います。
------	--

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問看護	利用量(回/月)	605	614	826	694	655	652
	利用者数(人/月)	61	61	66	67	63	63
介護予防訪問看護	利用量(回/月)	15	21	26	35	29	27
	利用者数(人/月)	5	6	6	7	7	7
合計	利用量(回/月)	620	634	852	729	684	679
	利用者数(人/月)	66	67	72	74	70	70

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

事業内容	理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問して、心身の機能の回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うものです。
------	---

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問リハビリテーション	利用量(回/月)	37	38	72	58	58	50
	利用者数(人/月)	5	6	10	10	10	8
介護予防訪問リハビリテーション	利用量(回/月)	1	0	0	0	0	0
	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
合計	利用量(回/月)	38	38	72	58	58	50
	利用者数(人/月)	6	6	10	10	10	8

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

事業内容	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が定期的に居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
------	---

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅療養管理指導	利用者数 (人/月)	67	74	75	78	73	72
介護予防 居宅療養管理指導	利用者数 (人/月)	3	3	4	3	3	3
合計	利用者数 (人/月)	70	77	79	81	76	75

⑥ 通所介護

事業内容	介護施設等に通り、入浴、食事の提供等の日常生活上の介護を行うものです。
------	-------------------------------------

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所介護	利用量 (回/月)	3,490	3,405	3,425	3,500	3,446	3,412
	利用者数 (人/月)	330	328	342	340	329	326

*要支援1・2の認定者が利用する介護予防通所介護は、平成29月度から地域支援事業として実施しています。

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

事業内容	介護老人保健施設、病院等医療施設に通り、当該施設において心身機能の維持・回復や日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うものです。
------	---

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所リハビリテーション	利用量 (回/月)	415	456	541	504	461	463
	利用者数 (人/月)	64	69	80	78	72	72
介護予防 通所リハビリテーション	利用者数 (人/月)	7	6	6	7	7	7
合計	利用量 (回/月)	415	456	541	504	461	463
	利用者数 (人/月)	71	75	86	85	79	79

*介護予防通所リハビリテーションの単価は回数ではなく、月単位のため、利用量は算出されません

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

事業内容	特別養護老人ホーム等老人福祉法に規定する短期入所施設に短期間入所し、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の介護、機能訓練を行うものです。
------	---

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所生活介護	利用量(日/月)	753	654	713	768	722	709
	利用者数(人/月)	81	77	79	79	75	74
介護予防短期入所生活介護	利用量(日/月)	4	6	8	7	7	7
	利用者数(人/月)	1	2	3	3	3	3
合 計	利用量(日/月)	756	660	721	775	730	716
	利用者数(人/月)	82	79	82	82	78	77

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

事業内容	介護老人保健施設(老健)、介護医療院等に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練その他の必要な医療及び日常生活上の介護を行うものです。
------	--

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所療養介護	利用量(日/月)	28	17	2	13	13	13
	利用者数(人/月)	3	2	1	2	2	2
介護予防短期入所療養介護	利用量(日/月)	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
合 計	利用量(日/月)	28	17	2	13	13	13
	利用者数(人/月)	3	2	1	2	2	2

*介護老人保健施設、介護医療院の合計です。

⑩ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

事業内容	有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入所している要介護者等について、計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の介護、機能訓練及び療養上の介護を行うものです。
------	--

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定施設入居者生活介護	利用者数(人/月)	13	14	16	16	16	16
介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数(人/月)	1	0	0	0	0	0
合計	利用者数(人/月)	14	14	16	16	16	16

⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

事業内容	日常生活上の便宜を図るため、あるいは、機能訓練のために福祉用具等（例えば、車いすや歩行器、特殊寝具等）の貸与を行います。
------	--

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉用具貸与	利用者数(人/月)	482	485	496	498	479	472
介護予防福祉用具貸与	利用者数(人/月)	69	83	89	101	102	102
合計	利用者数(人/月)	551	568	585	599	581	574

⑫ 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

事業内容	貸与になじまない用具（例えば、入浴または排泄の用に供する福祉用具等（特殊尿器等））を利用者が購入したときに、その費用の9割相当額を償還払いまたは受領委任払いで支給します。
------	---

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定福祉用具購入費	利用者数(人/月)	8	7	4	6	6	6
特定介護予防福祉用具購入費	利用者数(人/月)	1	1	2	2	2	2
合計	利用者数(人/月)	8	8	6	8	8	8

⑬ 住宅改修費

事業内容	日常生活の自立を助けるため、手すりの取り付けや引き戸等への扉の取り替え、段差解消等住宅改修に対して、その費用を償還払いまたは受領人払いによって給付することで、居宅の介護を支援するものです。
------	--

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修費	利用者数 (人/月)	4	4	3	4	4	4
介護予防 住宅改修費	利用者数 (人/月)	2	2	1	2	2	2
合 計	利用者数 (人/月)	6	6	4	6	6	6

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

事業内容	居宅介護支援は、介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅で介護を受ける方の心身の状況や希望等を踏まえ、自立した日常生活の支援を効果的に行うために、継続的かつ計画的に介護サービスに関する計画（居宅介護サービス計画）を作成し、これらが確実に提供されるよう介護サービス提供機関との連絡調整等を行うものです。介護予防支援は、利用者の状態に適したサービスが確実に提供されるよう、地域包括支援センターにより作成された介護予防サービス計画に基づき、サービス事業者等との連絡調整等を行うものです。
------	---

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護支援	利用者数 (人/月)	663	661	668	658	614	601
介護予防支援	利用者数 (人/月)	76	92	97	105	106	107
合 計	利用者数 (人/月)	739	753	765	763	720	708

《施策の方策》

- 供給量を十分に確保し、質の高いサービスを選択できるよう、県の指定を受けた民間事業者へ働きかけます。
- 訪問介護員（ホームヘルパー）の質の向上と新たな人材の育成及び確保を図るため、県や関係機関が実施する研修会や講演会等への積極的な参加を促します。
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）の仕事がスムーズに行えるよう、地域の実態を把握し、関連サービスのネットワーク化を図ります。
- 利用者や家族、介護支援専門員（ケアマネジャー）、住宅改修業者がともに連携し、利用者にとって効率的で、納得のいく住宅改修となるよう、連携体制を整え、支援していきます。また、福祉用具の機能について、利用普及やサービス内容の周知に努めます。

(2) 施設サービス

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

対象者	寝たきりや認知症の常時介護が必要で、自宅での介護が困難な方
事業内容	施設に入所し、食事や入浴、排泄等日常生活に必要な介護を行います。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	利用者数 (人/月)	139	146	144	144	144	144

② 介護老人保健施設（老人保健施設）

対象者	要介護状態の方で、症状が安定し、自宅に戻れるようリハビリテーションに重点をおいたケアが必要な方
事業内容	医学的管理の下で看護、機能訓練、日常生活上の介護を行います。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人保健施設	利用者数 (人/月)	109	117	116	120	123	130

③ 介護医療院

対象者	急性期の治療が終わり、療養や介護が必要な方
事業内容	今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護施設で、要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供します。（介護保険法上の介護保険施設ですが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づけられています。）

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護医療院	利用者数 (人/月)	5	6	2	6	6	6

④ 介護療養型医療施設

対象者	急性期の治療が終わり、療養や介護が必要な方
事業内容	施設に入所し、療養上の管理、看護、医学的な管理下の介護や機能訓練等の必要な医療を行います。(令和5年度末で全面廃止となります。)

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護療養型医療施設	利用者数 (人/月)	1	1	1	-	-	-

《施策の方策》

- 適正な整備量と配置に配慮しつつ、必要なサービス量が確保できるよう関係機関と調整していきます。
- 施設の安全面や衛生面の向上に関して事業者への指導に努めるとともに、施設職員等の資質や技術の向上を図るための研修会等の参加を支援します。
- 身体拘束の廃止について、一層の推進に努めます。

(3) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

可能な限り、自宅または住み慣れた地域において、自立した日常生活を営めるよう、身近な地域で提供されることが適切なサービス類型として、『地域密着型サービス』が第3期計画（平成18年度）からスタートしました。第5期計画（平成24年度）から「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「看護小規模多機能型居宅介護」の2つのサービスが加わり、平成28年度から小規模な通所介護が「地域密着型通所介護」に移行したため、現在9つの地域密着型サービスが提供可能となっています。

このサービスについては、日常生活圏域別に整備目標を設けてサービスを提供していく必要があります。また、サービス事業者の指定は、地域密着型サービス事業を行う者の申請により、地域密着型サービスを行う事業所ごとに市長が行うこととなっています。

《地域密着型サービスの種類》

サービス名称	対象者		サービス内容
	要介護者	要支援者	
(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	×	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行う
(2) 夜間対応型訪問介護	○	×	夜間の定期的巡回や、夜間に通報を受けた場合に、訪問介護を実施
(3) 地域密着型通所介護	○	×	利用定員18人以下の通所介護
(4) 認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)	○	○	認知症の人に対応したメニューで実施する通所介護（デイサービス）
(5) 小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)	○	○	29人以下が登録し、様態に応じて18人以下が通い（デイサービスや訪問介護）、9人以下が泊まり（ショートステイ）のサービスを実施
(6) 認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護)	○	○	グループホーム
(7) 地域密着型 特定施設入居者生活介護	○	×	29人以下が入所できる小規模の介護専用型特定施設（有料老人ホーム等）
(8) 地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	○	×	29人以下が入所できる小規模の特別養護老人ホーム
(9) 看護小規模多機能型居宅介護	○	×	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、介護と看護のサービスの一体的な提供を行う

※地域密着型サービスには、一部市内には提供事業者がないサービスも含まれます。

《地域密着型サービスと居宅・施設サービスの特徴》

相違点	地域密着型サービス・ 地域密着型介護予防サービス	居宅サービス・施設サービス
1 利用可能な人	原則として、その市町村の被保険者のみが利用	他市町村の被保険者でも利用可能
2 事業者に対する権限	市町村が指定、指導、監督等を実施	県が指定、指導、監督等を実施
3 定員などの基準や報酬単価の設定	地域の実情に応じた基準や報酬単価を市町村が決定	全国一律の基準や報酬単価を適用
4 計画値の設定 (計画書への掲載単位)	日常生活圏域ごとに計画値を掲載	市町村単位で一括して目標値を掲載
5 設定のあり方	公平・公正の観点から、地域住民や保健医療福祉関係者等で構成される「介護保険運営協議会」における審議を要する。	

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業内容	要介護者宅へ定期的な巡回訪問や随時通報により要介護者宅へ訪問し、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話をを行います。また、医師の指示により、看護師等が要介護者宅で療養上の世話または診療の補助を行います。
------	---

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者数(人/月)	0	0	0	0	5	5

② 夜間対応型訪問介護

事業内容	夜間対応型訪問介護は、居宅においても、夜間を含めた24時間を安心して生活できることを目的に、定期的な巡回訪問及び通報等による随時対応により、要介護者（要介護3以上）の居宅でのケアを行うものです。
------	---

国の試算では、利用対象者が300人程度（人口規模では20万～30万人程度）いなければ事業が成り立たないと想定されており、第9期計画においても、本サービスの実施は見込んでいません。ただし、今後のニーズの変化も見守りつつ、必要になった場合は、その整備を改めて検討します。

③ 地域密着型通所介護

事業内容	利用定員18人以下の小規模の介護施設等に通り、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。
------	--

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型通所介護	利用量(回/月)	1,091	1,044	974	1,040	1,253	1,253
	利用者数(人/月)	122	135	136	133	140	140

④ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

事業内容	脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態にある要介護者に対し、認知症専用単独型や認知症併設型のデイサービスセンターにおいて、入浴、排泄、食事等の介護、及びその他の日常生活上の世話や機能訓練を行うものです。
------	--

既存のデイサービスでもある程度可能であるとの観点や、第9期において新規参入事業者が見込めないことから、第9期計画期間中の事業量は見込んでいません。ただし、今後のニーズの変化も見守りつつ、必要になった場合は、その整備を改めて検討します。

⑤ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

事業内容	小規模多機能型居宅介護は、居宅における生活の継続支援を目的に、要介護者の様態や希望に応じて、随時、訪問や泊まりを組み合わせる日常生活上のケアを行うものです。
------	--

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小規模多機能型居宅介護	利用者数(人/月)	12	9	19	16	16	16
介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者数(人/月)	1	0	0	1	1	1
合計	利用者数(人/月)	13	9	19	17	17	17

⑥ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

事業内容	認知症の状態にある要介護者が5～9人で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護スタッフによる食事、入浴、排泄等日常生活の支援や機能訓練を受けます。
------	---

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型共同生活介護	利用者数(人/月)	17	17	17	17	17	17
介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数(人/月)	1	1	1	1	1	1
合計	利用者数(人/月)	18	18	18	18	18	18

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

事業内容	地域密着型特定施設入居者生活介護は、入居者が要介護者とその配偶者に限定されている定員29名以下の有料老人ホームに入所している要介護者に対してケアを行うものです。
------	--

市内には地域密着型特定施設がなく、第9期においても参入計画がないため、事業量及び必要利用定員総数は見込んでいません。

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

事業内容	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員が29名以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対して、ケアを行うものです。
------	--

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	利用者数 (人/月)	29	29	29	29	58	58

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

事業内容	要介護者に対して、訪問看護と小規模多機能型居宅介護と訪問介護等を組み合わせて一体的に提供することにより、効果的かつ効率的となるサービスを行います。
------	---

第5期計画に創設されたサービス体系ですが、既存のデイサービスや訪問看護でもある程度可能であるとの観点から、第9期計画期間中の新規整備は見込んでいません。ただし、今後のニーズの変化も見守りつつ、必要になった場合は、その整備を改めて検討します。

《施設別 必要利用定員数（月あたり）》

	第9期 計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	18	18	18
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	29	58	58

《施策の方策》

- 地域の実状や本計画のサービス見込量を踏まえつつ、事業者の指定、指定基準や介護報酬の設定を行います。
- 事業者やケアマネジャーとの協議を通じて、サービスの質の向上を促進するほか、事業実績を把握しながら不足しているサービスなどの情報収集に努めます。
- 事業者への指導・監査体制の充実を図ります。

(4) 地域支援事業

地域支援事業は、市町村が主体となって実施するもので、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるように多様な支援を行うことを目的とした事業です。(介護保険法第115条の45)

本市では、より高齢者に寄り添った支援を行えるよう、地域の実情に応じた事業として、介護予防につながる訪問型サービスと通所型サービスを実施していきます。また、上野原市地域包括支援センターを中心として、在宅医療・介護連携や認知症対策の推進など、地域内で包括的・継続的な支援ができる体制を整備するとともに、要介護認定の有無に関わらず、広く地域支援事業の周知を図り、より多くの高齢者が利用できる事業となるよう努めていきます。

《地域支援事業の概要》

地域支援事業は、以下の3つから構成されています。

【地域支援事業の全体像】	
◆介護予防・日常生活支援総合事業	
介護予防・生活支援サービス事業	一般介護予防事業
◆包括的支援事業	
地域包括支援センターの運営	在宅医療・介護連携
認知症施策	生活支援サービスの体制整備 等
◆任意事業	
その他の事業	

① 介護予防・生活支援サービス事業

A) 訪問型サービス事業

対象者	総合事業対象者及び要支援者
事業内容	自立の視点に基づき、ホームヘルパーなどによる身体介護や、清掃・洗濯などの生活援助等の日常生活上の支援を行うサービス事業です。 これまでの介護予防サービス事業者から提供されていた旧介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と同等のサービスです。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問型サービス (訪問介護相当)	利用者数 (人/月)	35	38	38	38	38	38

B) 通所型サービス事業

対象者	総合事業対象者及び要支援者
事業内容	自立の視点に基づき、通所介護（デイサービス）による生活機能向上のための機能訓練等を行うサービス事業です。 これまでの介護予防サービス事業者から提供されていた旧介護予防通所介護（デーサービス）と同等のサービスとサービス提供事業者の人員等の運営基準が緩和された通所介護サービスAを実施します。

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所型サービス (通所介護相当)	利用者数 (人/月)	61	70	78	78	78	78

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所型サービスA	利用者数 (人/月)	26	26	26	26	26	26

2 介護給付適正化事業の実施【介護給付適正化計画】

介護給付適正化の基本は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことにあります。

このような介護給付の適正化を図ることは、利用者に対する適切な介護サービスの確保とその結果としての費用の効率化、さらには不適切な給付の削減を通じて、介護保険制度の信頼感を高めていくとともに、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

本市においても、今後も高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、包括的に支援する基盤を整えていく必要があるため、これまでの実施状況等を踏まえ、より効率的・効果的な取り組みを継続していくこととします。

適正化事業の実施主体は保険者である本市ですが、事業の実施に当たっては、広域的視点から保険者を支援する山梨県国民健康保険団体連合会と現状認識を共有し、連携して行います。

本市としては、国の新たな方針に準じて、必要な給付を適切に提供するため、① 要介護認定の適正化、② ケアプラン等の点検、③ 医療情報との突合・縦覧点検 の主要3事業を実施します。

① 要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）

保険者が居宅介護支援事業所等へ委託している認定調査及び直営で行う認定調査について、保険者による事後点検等を実施します。

認定調査点検実施率	実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		100% (1,097件)	100% (944件)	100% (1,048件)
	計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		100%	100%	100%

※令和5年度は11月末現在の実施率及び実施件数

② ケアプラン等の点検

居宅介護支援事業所等を対象に、利用者の自立支援に資する適切なケアプランが作成されているか、プランの確認・検討を行います。基本となる事項を介護支援専門員と確認しながら、利用者に見合ったアセスメントによる気づき、適切な介護サービスを確保し、ケアマネジメントの質の向上に取り組んでいきます。

住宅改修の申請を受けた全件について、職員が居宅を訪問のうえ、改修工事前の実態確認を行うとともに、工事見積書や理由書の確認、施工後の竣工写真等の点検を実施し、不適切な給付の排除を図ります。

福祉用具購入・貸与について、書面による全件点検を行い、ケアプランとの整合性や必要性を確認し、身体の状態に応じた利用を進めます。

ケアプラン点検実施件数	実績	令和3年度 9件	令和4年度 9件	令和5年度 6件
	計画	令和6年度 9件	令和7年度 12件	令和8年度 15件
住宅改修の点検件数	実績	令和3年度 73件	令和4年度 69件	令和5年度 36件
	計画	令和6年度 全件	令和7年度 全件	令和8年度 全件
福祉用具購入・ 貸与調査件数	実績	令和3年度 108件	令和4年度 105件	令和5年度 48件
	計画	令和6年度 全件	令和7年度 全件	令和8年度 全件

※令和5年度は11月末現在の実施件数

③ 医療情報との突合・縦覧点検

国保連介護給付適正化システムによる縦覧点検や医療情報との突合情報から、介護報酬の不適正・不正な請求を発見し、給付の適正化を図ります。介護保険制度の信頼性向上のために、国保連のデータを活用して複数月にまたがる請求明細書の内容を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行い、不適正な請求と認められた場合には、介護報酬の返還を求めます。

医療情報との突合・ 縦覧点検実施率	実績	令和3年度 100% (5,989件)	令和4年度 100% (4,685件)	令和5年度 100% (2,022件)
	計画	令和6年度 100%	令和7年度 100%	令和8年度 100%

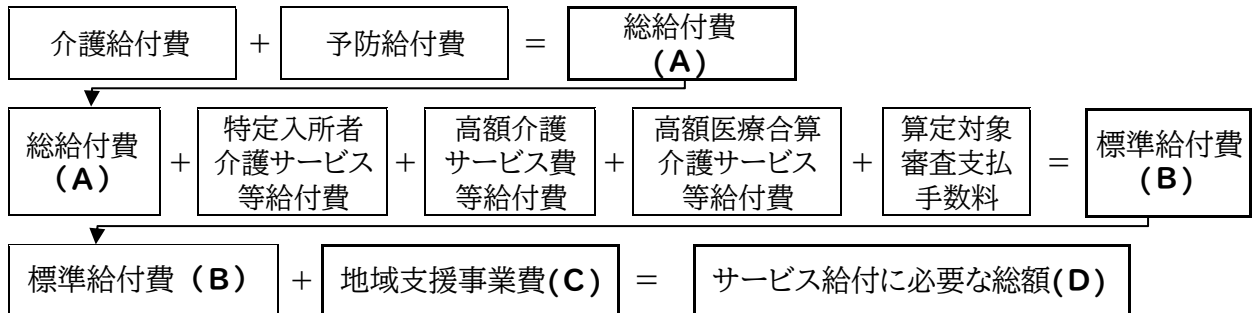
※令和5年度は10月末現在の実施率及び実施件数

第6章 計画の推進に向けて

I 介護保険事業費の算定

(1) 保険料給付費の推計

介護保険事業に係る給付費の見込みは、以下の算式で算出され、第9期計画期間のサービス給付に必要な総額(D)は、7,534,044,396円となります。



1) 介護給付費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
居宅サービス				
①訪問介護	96,309,000円	91,940,000円	90,598,000円	278,847,000円
②訪問入浴介護	20,764,000円	19,435,000円	19,435,000円	59,634,000円
③訪問看護	36,795,000円	34,546,000円	34,347,000円	105,688,000円
④訪問リハビリテーション	2,202,000円	2,205,000円	1,892,000円	6,299,000円
⑤居宅療養管理指導	8,126,000円	7,594,000円	7,485,000円	23,205,000円
⑥通所介護	392,620,000円	385,215,000円	380,625,000円	1,158,460,000円
⑦通所リハビリテーション	58,243,000円	52,863,000円	53,154,000円	164,260,000円
⑧短期入所生活介護	81,369,000円	76,383,000円	74,915,000円	232,667,000円
⑨短期入所療養介護	1,673,000円	1,675,000円	1,675,000円	5,023,000円
⑩福祉用具貸与	97,860,000円	92,496,000円	90,708,000円	281,064,000円
⑪特定福祉用具購入費	2,520,000円	2,520,000円	2,520,000円	7,560,000円
⑫住宅改修費	5,753,000円	5,753,000円	5,753,000円	17,259,000円
⑬特定施設入居者生活介護	37,664,000円	37,712,000円	37,712,000円	113,088,000円
地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0円	11,910,000円	11,910,000円	23,820,000円
②夜間対応型訪問介護	0円	0円	0円	0円
③地域密着型通所介護	105,550,000円	124,591,000円	123,936,000円	354,077,000円
④認知症対応型通所介護	0円	0円	0円	0円
⑤小規模多機能型居宅介護	36,259,000円	35,454,000円	35,454,000円	107,167,000円
⑥認知症対応型共同生活介護	55,188,000円	55,258,000円	55,258,000円	165,704,000円
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	0円	0円	0円	0円
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	93,333,000円	187,152,000円	187,152,000円	467,637,000円
⑨看護小規模多機能型居宅介護	0円	0円	0円	0円
介護保険施設サービス				
①介護老人福祉施設	510,385,000円	511,031,000円	511,031,000円	1,532,447,000円
②介護老人保健施設	396,881,000円	407,161,000円	430,371,000円	1,234,413,000円
③介護医療院	23,759,000円	23,789,000円	23,789,000円	71,337,000円
居宅介護支援	113,078,000円	104,847,000円	102,495,000円	320,420,000円
介護給付費計	2,176,331,000円	2,271,530,000円	2,282,215,000円	6,730,076,000円

*給付費は、費用額の90%です。

2) 予防給付費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護予防サービス				
①介護予防訪問入浴介護	0円	0円	0円	0円
②介護予防訪問看護	1,977,000円	1,627,000円	1,495,000円	5,099,000円
③介護予防訪問リハビリテーション	0円	0円	0円	0円
④介護予防居宅療養管理指導	172,000円	172,000円	172,000円	516,000円
⑤介護予防通所リハビリテーション	2,150,000円	2,153,000円	2,153,000円	6,456,000円
⑥介護予防短期入所生活介護	603,000円	604,000円	604,000円	1,811,000円
⑦介護予防短期入所療養介護	0円	0円	0円	0円
⑧介護予防福祉用具貸与	8,574,000円	8,652,000円	8,652,000円	25,878,000円
⑨特定介護予防福祉用具購入費	646,000円	646,000円	646,000円	1,938,000円
⑩介護予防住宅改修費	3,206,000円	3,206,000円	3,206,000円	9,618,000円
⑪介護予防特定施設入居者生活介護	0円	0円	0円	0円
地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	0円	0円	0円	0円
②介護予防小規模多機能型居宅介護	408,000円	409,000円	409,000円	1,226,000円
③介護予防認知症対応型共同生活介護	3,103,000円	3,107,000円	3,107,000円	9,317,000円
介護予防支援	6,155,000円	6,219,000円	6,275,000円	18,649,000円
介護予防給付費計	26,994,000円	26,795,000円	26,719,000円	80,508,000円

*給付費は、費用額の90%です。

総給付費 (A) (介護給付費+介護予防給付費)	2,203,325,000円	2,298,325,000円	2,308,934,000円	6,810,584,000円
--------------------------	----------------	----------------	----------------	----------------

3) 標準給付費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費	2,203,325,000円	2,298,325,000円	2,308,934,000円	6,810,584,000円
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	74,195,937円	85,241,749円	85,074,171円	244,511,857円
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	49,351,600円	54,160,431円	54,160,305円	157,672,336円
高額医療合算介護サービス費等給付額	4,745,229円	4,154,581円	4,146,413円	13,046,223円
算定対象審査支払手数料	2,713,872円	2,709,116円	2,703,786円	8,126,774円
審査支払手数料支払件数	33,096件	33,038件	32,973件	99,107件
標準給付費見込額 (B)	2,334,331,638円	2,444,590,877円	2,455,018,675円	7,233,941,190円

4) 地域支援事業費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
地域支援事業費 (C)				
介護予防・日常生活支援総合事業費	97,947,402円	100,000,402円	102,155,402円	300,103,206円
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	39,585,519円	39,585,519円	39,585,519円	118,756,557円
包括的支援事業(社会保障充実分)	45,639,000円	47,692,000円	49,847,000円	143,178,000円
	12,722,883円	12,722,883円	12,722,883円	38,168,649円

5) サービス給付費総額

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
サービス給付費総額 (D) (標準給付費+地域支援事業費)	2,432,279,040円	2,544,591,279円	2,557,174,077円	7,534,044,396円

*小数点以下を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合もあります。

(2) 第1号被保険者の保険料の推計

第1号被保険者の保険料の算定基準は、介護保険事業において、法定サービス（介護給付サービス、予防給付サービス、高額介護サービス、地域支援事業等）を実施していく際の標準給付費（総事業費の90%）が、提供されるサービスの水準によって決まり、保険料に反映されます。

介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分（10%）を除いた標準給付費について、原則として50%を被保険者の保険料で負担し、残りの50%を公費で負担します。また、被保険者の保険料のうち、原則として23%を第1号被保険者（65歳以上）、27%を第2号被保険者（40歳～64歳）が負担することになります。

【介護保険サービス総事業費の財源構成】

標準総給付費(総事業費の90%)						利用者負担 *1 (総事業費 の10% ～30%)
保険料 50%		公費 50%				
第1号被保険者 保険料 23%	第2号被保険者 保険料 27%	調整交付金 5% (全国標準)	国 20% (定率)	県 12.5% (定率)	市 12.5% (定率)	

*施設等給付費に係る公費負担割合は、国が15%(定率)、県が17.5%(定率)、市が12.5%(定率)となります。

*第9期計画期間における第1号被保険者の負担率は、第8期計画と同様、23%のままです。

*1 一定以上の所得のある方(前年の合計所得金額が160万円以上、年金収入で単身280万円以上、夫婦346万円以上)の利用者負担の割合は20%、さらに現役並みの所得のある方(「合計所得金額(給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額)220万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額340万円以上(単身世帯の場合、夫婦世帯の場合463万円以上)」)3割負担(ただし、月額44,400円の負担の上限あり)となります。

(3) 保険料収納必要額の算定

保険料については、計画期間のサービス給付に必要な総額を基に算定します。

本市の第9次計画期間におけるサービス給付に必要な総額（標準給付費＋地域支援事業費）は7,534,044,396円となります。この額に第1号被保険者の負担割合（23%^{※1}）を乗じ、「調整交付金相当額^{※2}」、「調整交付金の見込み額^{※2}」、「財政安定化基金^{※3} 拠出見込み額」、「財政安定化基金償還金」、「準備基金取り崩し額」、「市町村特別給付費等」、「保険者機能強化推進交付金等の交付見込額」を算出して、保険料収納必要額を計算します。

標準給付費見込み額		+	地域支援事業費		×	第1号被保険者負担割合 ^{※1}		
7,233,941,190円			300,103,206円			23.0%		
+	調整交付金相当額 ^{※2} (標準給付費額の5.0%)		-	調整交付金見込み額 ^{※2} (交付割合:R6=3.64%、 R7=3.65%、R8=3.34%)		+	財政安定化基金 ^{※3} 拠出見込み額 (拠出率 = 0.0%)	
	367,634,887円			260,403,000円			0円	
+	財政安定化基金償還金		-	準備基金取り崩し額		+	市町村特別給付費等	
	0円			270,700,000円			0円	
-	保険者機能強化推進交付金等の交付見込額		=	保険料収納必要額				
	6,159,000円			1,563,203,098円				

※1 第9期計画期間における第1号被保険者の負担率は、第8期計画と同様、23%のままです。

※2 調整交付金の交付割合(%)の全国平均は5%ですが、市町村の後期高齢者や所得水準により、交付割合(%)が増減します。

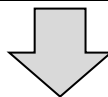
※3 市町村の保険財政が、保険料収納率の低下や介護給付費の増加等で赤字になることを回避し、市町村の介護保険財政の安定を図るために都道府県が設置する基金のことです。このために市町村から徴収する拠出金を「財政安定化基金拠出金」といい、国と都道府県それぞれが市町村と同額を負担することになっています。

(4) 第1号被保険者の保険料

人口推計に基づき、本市の第1号被保険者は3年間で延べ 25,335 人と推計されます。しかしながら、保険料を算出のために、所得段階別にみた補正を行う必要があります。その結果、最終的な所得段階別加入割合補正後の被保険者数は 26,558 人 (E) となります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
第1号被保険者数	8,458人	8,436人	8,441人	25,335人
前期(65~74歳)	3,877人	3,720人	3,647人	11,244人
後期(75歳以上)	4,581人	4,716人	4,794人	14,091人

	基準所得金額	所得段階別加入者数						基準額に対する割合		
		令和6年度		令和7年度		令和8年度		R6	R7	R8
第1段階		1,037人	12.3%	1,034人	12.3%	1,035人	12.3%	0.455	0.455	0.455
第2段階		636人	7.5%	634人	7.5%	634人	7.5%	0.685	0.685	0.685
第3段階		506人	6.0%	505人	6.0%	505人	6.0%	0.690	0.690	0.690
第4段階		1,117人	13.2%	1,114人	13.2%	1,114人	13.2%	0.900	0.900	0.900
第5段階		1,358人	16.1%	1,355人	16.1%	1,356人	16.1%	1.000	1.000	1.000
第6段階		1,402人	16.6%	1,398人	16.6%	1,399人	16.6%	1.200	1.200	1.200
第7段階	120万円	1,318人	15.6%	1,315人	15.6%	1,316人	15.6%	1.300	1.300	1.300
第8段階	210万円	584人	6.9%	582人	6.9%	583人	6.9%	1.500	1.500	1.500
第9段階	320万円	233人	2.8%	232人	2.8%	232人	2.8%	1.700	1.700	1.700
第10段階	420万円	92人	1.1%	92人	1.1%	92人	1.1%	1.900	1.900	1.900
第11段階	520万円	48人	0.6%	48人	0.6%	48人	0.6%	2.100	2.100	2.100
第12段階	620万円	25人	0.3%	25人	0.3%	25人	0.3%	2.300	2.300	2.300
第13段階	720万円	102人	1.2%	102人	1.2%	102人	1.2%	2.400	2.400	2.400
計		8,458人	100.0%	8,436人	100.0%	8,441人	100.0%			



例えば、令和6年度の第1段階の所得段階別加入割合を補正した後の保険者数は、1,037人×0.455(基準額に対する割合) = 471.835人となります。

所得段階別加入割合補正後被保険者数	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3年間計(E)	合計
	8,866人	8,843人	8,849人		26,558人

算出された保険料収納必要額(1,563,203,098円)に、これまでの実績に基づき予定保険料収納率を98.10%と見込み、所得段階別割合補正後の被保険者数を用いて保険料基準額を算出します。

第9期計画(令和6年度~令和8年度)においては、第1号被保険者、要支援・要介護認定者、給付費ともに増加していきますが、準備基金を2億7,070万円取り崩すことで、保険料自体の上昇は抑制され、介護保険料基準月額は5,000円になります。

<table border="1"> <tr><th>保険料収納必要額</th></tr> <tr><td>1,563,203,098円</td></tr> </table>	保険料収納必要額	1,563,203,098円	÷	<table border="1"> <tr><th>予定保険料収納率</th></tr> <tr><td>98.10%</td></tr> </table>	予定保険料収納率	98.10%	÷	<table border="1"> <tr><th>所得段階別加入割合補正後被保険者数(3年間分)</th></tr> <tr><td>26,558人</td></tr> </table>	所得段階別加入割合補正後被保険者数(3年間分)	26,558人
保険料収納必要額										
1,563,203,098円										
予定保険料収納率										
98.10%										
所得段階別加入割合補正後被保険者数(3年間分)										
26,558人										
⇒										
<table border="1"> <tr><th>保険料基準 年額</th></tr> <tr><td>60,000円</td></tr> </table>	保険料基準 年額	60,000円	⇒	<table border="1"> <tr><th>保険料基準 月額</th></tr> <tr><td>5,000円</td></tr> </table>	保険料基準 月額	5,000円				
保険料基準 年額										
60,000円										
保険料基準 月額										
5,000円										

【第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料】

所得段階	対象となる方	保 険 料		
		保険料率	月額	年額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円以下の方、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	0.455 (0.285)	2,275円 (1,425円)	27,300円 (17,100円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が120万円以下の方	0.685 (0.485)	3,425円 (2,425円)	41,100円 (29,100円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.690 (0.685)	3,450円 (3,425円)	41,400円 (41,100円)
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円以下の方	0.900	4,500円	54,000円
第5段階 (基準)	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円を超える方	1.000	5,000円	60,000円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.200	6,000円	72,000円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.300	6,500円	78,000円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.500	7,500円	90,000円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.700	8,500円	102,000円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.900	9,500円	114,000円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.100	10,500円	126,000円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.300	11,500円	138,000円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.400	12,000円	144,000円

※（ ）内は、保険料軽減を強化した減免賦課の保険料になります。（上段との差分については公費負担）

【第8期保険料から第9期保険料への増減率】

第8期保険料 月額	⇒	第9期保険料 月額	増減率
5,100円		5,000円	-2.0%

2 計画の推進体制

(1) 情報提供

この計画は、主に高齢者や要支援・要介護認定者、その家族、介護サービス事業者等を対象としています。しかし、自分が高齢者となったり、家族が介護を必要とする状態になったりすることは、誰にでも起こり得ることです。その時に備えて若い時から介護保険制度や高齢者等が利用できる支援についての知識を有しておくことで、将来何かの役に立つかもしれません。そのため、この計画は主な対象となる方々だけでなく、全市民に広く周知することとします。その際には、広報紙や市ホームページ等の複数の媒体を活用した情報提供に努めます。

(2) 相談体制

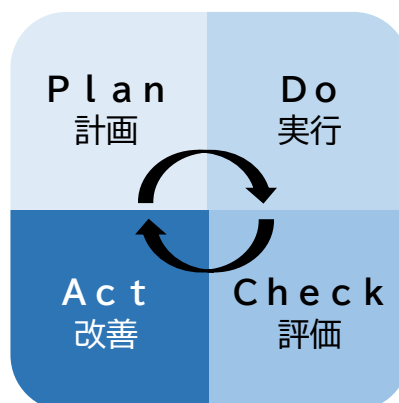
高齢者なんでも相談窓口として、本市では総合福祉センターふじみ内に「地域包括支援センター」を設置しています。ここでは、保健師や主任ケアマネジャー、社会福祉士が高齢者に関するあらゆる相談をワンストップで受け付けています。高齢者本人はもちろん、その家族からの相談を受け付けており、必要に応じて利用できるサービスの案内等を行っています。また、その場で専門的な対応が難しい相談に対しては、関係課や関係機関に確実につなげることにしています。

(3) 連携体制

高齢者や要支援・要介護認定者は、福祉分野や介護分野、医療分野、保健分野等の複数の分野を横断する支援を必要としていることがあります。長いこと縦割りによる支援が行われていた影響で、支援を必要とする方が分野ごとに都度説明や申請をする必要がありました。しかし、昨今では分野間の連携が強化されたことで、複数の分野にまたがる支援でも少ない手続きで利用することができるようになってきました。引き続き、分野同士の連携や関係機関、介護サービス事業者等との連携等に努め、分野を横断する支援の利用促進を図ります。

(4) 評価・検証体制

この計画は、定期的な進捗管理により適宜事業の見直しが行われます。進捗管理にはPDCAサイクルを活用し、事業内容や事業による効果等を評価します。また、その評価によっては事業内容や実施方法を見直し、常に実効性の高い事業が実施できるように努めます。



資料編

I 上野原市総合福祉保健計画等策定委員会 設置要綱

平成 17 年 8 月 1 日

告示第 115 号

注 令和 5 年 6 月から改正経過を注記した。

(設置)

第 1 条 上野原市総合福祉保健計画等の策定に当たり、関係団体及び市民の代表者等の参加を得て、地域の実情に応じた計画を策定するため、上野原市総合福祉保健計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 上野原市地域福祉計画に関すること。
- (2) 上野原市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に関すること。
- (3) 上野原市障害者基本計画及び障害福祉計画に関すること。
- (4) その他の福祉計画に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は 20 人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体からの代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) 市民代表者

2 委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、上野原市総合福祉保健計画等の策定が完了するまでとする。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 会議は、原則として公開する。

(部会)

第 6 条 委員会に、高齢者福祉介護部会及び障害福祉部会(以下「部会」という。)を置く。

- 2 部会は、委員会により付託された事項について検討を行い、その経過及び結果を委員会に報告する。
- 3 部会は、委員長の指名する委員 10 人以内をもって組織する。
- 4 部会に、部会長 1 人及び副部会長 1 人を置き、委員の互選により定める。
- 5 部会の会議は、前条の規定を準用する。

(令 5 告示 64・一部改正)

(庶務)

第 7 条 委員会及び障害福祉部会の庶務は、福祉保健部福祉課において、高齢者福祉介護部会の庶務は、福祉保健部長寿介護課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附則(平成 18 年 3 月 30 日告示第 20 号)

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 29 年 3 月 31 日告示第 23 号)

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 31 年 3 月 19 日告示第 26 号)

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 5 年 6 月 5 日告示第 64 号)

この告示は、公布の日から施行する。

2 上野原市総合福祉保健計画等策定委員会 委員名簿

	氏 名	役 職 名	所属部会	備 考
1	加藤 昭夫	上野原市民生委員児童委員協議会代表	高齢者・障害者	
2	小澤 勇人	上野原市社会福祉協議会代表	高齢者・障害者	
3	小早川 浩	上野原市区長会代表	高齢者・障害者	
4	山下 真	北都留医師会上野原地区代表	高齢者・障害者	
5	石井 武彦	上野原市歯科医師会代表	高齢者	
6	秦野 勝利	上野原ひまわりクラブ代表	高齢者	
7	清水 博	第1号被保険者代表	高齢者	
8	岡田 あつ子	第2号被保険者代表	高齢者	
9	岡部 順次	介護サービス事業者代表	高齢者	
10	関戸 将夫	上野原市障がい者福社会代表	障害者	
11	長田 みどり	ネットワーク会議上野原（保護者会）	障害者	
12	槇野 恵子	三生会病院	障害者	
13	久田 登美栄	わかあゆ工房代表	障害者	
14	中島 知枝子	上野原福祉作業所代表	障害者	

(敬称略)

上野原市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

令和6年3月
上野原市長寿介護課

〒409-0112 山梨県上野原市上野原 3163
TEL:0554-62-3128 FAX:0554-30-2041